

令和7年

富士川町議会12月定例会会議録

令和7年12月5日 開会

令和7年12月12日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 7 年

富士川町議会 12 月定例会

12 月 5 日

令和7年第4回富士川町議会定例会（1日目）

令和7年12月5日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第68号 富士川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第69号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第70号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第71号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第72号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第73号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第74号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第75号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第76号 令和7年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第77号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第78号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第79号 峡南広域行政組合格約の変更について
- 日程第16 議案第80号 中巨摩地区広域事務組合の構成団体の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
10番	青 柳 光 仁	11番	鮫 田 洋 平
12番	井 上 光 三	13番	堀 内 春 美

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
----	-------	----	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	深 澤 千 秋
政 策 参 事	山 形 謙 一 郎	政 策 秘 書 課 長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	長 田 博 幸
税 務 課 長	大 久 保 公 生	防 災 交 通 課 長	西 川 修 司
町 民 生 活 課 長	芦 澤 晶 子	福 祉 保 健 課 長	中 込 浩 司
子 育 て 支 援 課 長	小 林 喜 文	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	井 上 勝 彦	都 市 整 備 課 長	杉 田 進
上 下 水 道 課 長	依 田 文 哉	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 栄 治		

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依 田 正 紀
書 記	井 上 鮎 奈

午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。
起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第72号をもって招集されました、令和7年第4回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第4回富士川町議会定例会を開会します。

なお、本日は、富士川CATVが、町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますので、ご了承願います。

○議長（堀内春美さん）

これから、本日の会議を開きます。

第4回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。今年もあと3週間ほどで終わろうとしています。

気象庁が発表した山梨県の向こう3カ月の天候見通しによると、平年と同様に晴れる日が多く、降水量は少ない見込みだと予測をしていますが、これから本格的な冬が到来しますので、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

さて、今年1年を振り返ってみますと、九州地方をはじめ、全国各地で記録的な大雨により甚大な被害が発生し、改めて災害への備えの重要性を痛感したところであり、被災されました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

また、最近是全国的に熊による被害が多発し、地域の安全確保に対する不安が広がった年でもありました。

農業分野においては、天候不順等の影響により、いわゆる「米問題」が全国的な課題となり、農家の皆さまの経営の影響が懸念されております。加えて、依然として物価高騰が続き、町民の生活に大きく負担をもたらしているところであり、行政と議会が一体となった対策強化が求められております。

国政に目を向けますと、高市内閣が発足し、新たな政策が進められているところではありますが、町としても、国の動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

さて、本町におきましては、令和7年3月8日に町政施行15周年という大きな節目を迎えました。これまでの歩みを支えてくださった町民の皆さまに感謝を申し上げます。

教育環境におきましては、増穂中学校と鯉沢中学校が統合し、新たに「富士川中学校」と

してスタートしました。子どもたちがより良い環境のもとで学び、未来へ羽ばたくための新たな一歩です。教育環境の整備に向けて、関係者の皆さまが尽力されてきたことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、本年は議会として、町民の皆さまとの対話をより深めるべく議会懇談会や一般会議を開催し、多くの貴重なご意見を伺うことができました。さらに、議員発議により、「富士川町こどもの権利条例」を制定し、すべての子どもたちが安心して成長できる環境づくりに向けた大きな一歩を踏み出したところであります。加えて、未来を担う子どもたちが町のことを考え、意見を発表する「こども議会」を開催しました。子どもたちの真剣な姿勢と豊かな発想は、私たち大人にとって、大きな刺激となり、子どもたちが自らの考えを堂々と発表する姿が印象的で、こんなに素晴らしい子どもたちがこの富士川町にいてくれることに、本当に安心しました。

私たち議員の4年の任期は残りわずかとなりました。議会の質の向上、さらなる議会改革を進め、議員一丸となって、その役割を十分発揮し、取り組んでいかなければならないと考えております。残りの期間も、町民の代表機関として監視機能、調査機能を強化し、主体的に諸課題に取り組むとともに、皆さまとまちづくりを進めてまいります。

まもなく令和8年を迎えます。来年の干支は、「うま」であります。馬が力強く駆け抜ける姿にならない、本町がさらに飛躍し、希望に満ちた一年となりますよう、議会としても引き続き全力で取り組んでまいり所存です。

今定例会でも、一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、1階町民ギャラリーにテレビモニターを設けますので、ご利用ください。

今定例会は、条例制定、条例改正、補正予算などについて、審議をお願いすることになります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な論議をお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番望月眞君及び8番小林有紀子さんを指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第 2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12日までの8日間をしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12日までの8日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 「諸般の報告」

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。議長から報告します。

まず、閉会中の議員辞職許可について報告をいたします。去る12月3日に、9番齊藤欽也君から、議員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、12月3日にこれを許可しております。よって、富士川町議会会議規則第99条の規定により報告します。また、本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職、氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

なお、富士川町議会議員行政視察研修実施報告書については、お手元に配布したとおりですのでご了承願います。

今定例会までに受理した請願は、先に配布しました請願文書表のとおりです。請願は、所管のひとつくり常任委員会に付託しますので審査をお願いします。本日は、提案説明に留め、質疑につきましては、9日の本会議で議事日程により、審議をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和7年12月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から町政推進のため、格段のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、この任期である4年間を振り返りますと、徹底した行財政の健全化を実行しつつ、一方で町の活性化と町民の暮らしを守るために、議会と共に切磋琢磨しながらチャレンジを重ねてきた4年間であったと思います。その成果として特筆すべきは財政の健全化と新しい財源の確保を成し得たことです。就任当初、我々を取り巻く環境は、決して楽観できるものではありませんでした。令和4年度の財政シミュレーションにおいて、令和6年度の将来負担比率は97.8%という予測値であり、これは全国ワースト50位以内に入るような数値でした。この予測をマイナス43.4%減少した、54.4%にとどめたこと、更には、新しい財源の柱として、ふるさと納税の取り組みを強化を行い、ふるさと納税及び町税の歳入全体に対する割合は、21.8%という数字を達成し、財源を確保したところでございます。これにより、保育料、学校給食費の無償化など、町民福祉の向上につなげることができました。このように私たちは、ただ立ち尽くして、暗い予測が的中するのを待っていたわけではありません。私たちは自らの手で、悲観した予測データを、希望ある未来へと変えてきました。数多くの議論を重ね、私たちがこれまで創り上げたこの実績を、未来へ向かう加速力に変えて行きましょう。

はじめに、長野県松川村との「災害時等の相互応援に関する協定」の締結についてご報告いたします。松川村は、長野県の北西部、北安曇郡の南端に位置し、北アルプス連峰の雄大な山々を望み、りんごや米をはじめとする農産物の生産が盛んな自然豊かな村であり、人口

は約9,700人を有しています。近年、全国各地で大雨や地震などの自然災害が頻発し、その被害も激甚化、広域化する傾向にあります。こうした状況を踏まえ、本町では災害対応力の強化を図るため、11月26日、長野県松川村と「災害時等の相互応援に関する協定」を締結いたしました。松川村は、本町から一定の距離を有する隣県に位置することから、同時被災のリスクが低く、災害時における相互応援体制の構築に適したパートナーであると判断したものです。この協定により、大規模災害発生時には、物資の提供や人的支援など、両自治体が相互に協力し合う体制が整備されました。今後は、この協定締結を契機として、防災面での連携強化はもとより、政策面での情報交換や観光振興における相互協力など、幅広い分野での交流を深めてまいります。両自治体の特色を活かした連携により、町民の皆さまの安全・安心の確保と地域の活性化に努めてまいります。

次に、企業版ふるさと納税の寄附実績についてであります。富士川町の令和6年度における企業版ふるさと納税の寄附総額は、1億3,910万円に達しており、都道府県を含む全国1,765の自治体の中で、第81位という結果となりました。この結果は、ひとえに富士川町が大切にしていまいりました人と人とのつながりの賜物であり、多くの企業の皆さまから寄せられた温かいご支援の結果でございます。関係企業の皆さまには、本町の地方創生の取り組みにご賛同いただき、心より感謝申し上げます。今後も、豊かな自然環境や歴史文化など、本町が持つ資源や魅力を最大限に活かしながら、企業の皆さまからのご支援をいただける施策を積極的に展開するとともに、町民の皆さまと共に持続可能で活力ある町づくりを着実に進めてまいります。

次に、オートバイ神社開所式についてであります。このたび、「道の駅富士川」において、ツーリングライダーの拠点となる「オートバイ神社」が開設されました。この神社は、日本二輪車文化協会が認定するもので、山梨県内では初めての取り組みとなります。11月9日、甲州富士川まつりに先立ち、午前8時から開所式及び祈願祭を執り行い、ほこらなどをお披露目いたしました。道の駅富士川では、これまでもライダー同士の交流イベントや安全運転啓発の催しを実施しており、今回の整備は、指定管理者である株式会社富士川が、本町の提案に賛同し、実現に至ったところであります。全国的にオートバイ神社が増加する中、本町における開設は、交通安全の促進と観光活性化を図る重要な取り組みであります。県内外から多くのライダーが集まる道の駅富士川が、新たな目的地として認知され、交流人口の増加と地域経済の振興につながることを期待しております。今後も二輪車文化を活かした地域の魅力創出を支援し、道の駅富士川がさらに発展するよう連携をしてまいります。

次に、富士川町魅力発信アンバサダーで、サッカー女子なでしこリーグのFCふじざくら山梨に所属する本町出身の保坂のどか選手が、今季、通算200試合出場という素晴らしい快挙を達成されました。この功績により、なでしこリーグから特別表彰を受賞されたところであります。保坂選手のこれまでの活躍は、私たち富士川町民に大きな勇気と感動を与えてくださいました。心から感謝申し上げますとともに、今後も益々のご活躍を期待しております。今後も富士川町魅力発信アンバサダーとして、本町の魅力を広く全国に発信していただけることを願っています。改めまして、保坂選手、この度の受賞、誠におめでとうございました。

次に、本町の魅力発信アンバサダーで、サッカー J 2 ヴァンフォーレ甲府に所属する本町出身の柏好文選手の現役引退についてであります。柏選手は、高い技術と運動量を武器に、長年にわたりヴァンフォーレ甲府やサンフレッチェ広島で活躍し、J 1 広島では優勝に貢献され、J リーグ通算 408 試合に出場し 37 ゴールという輝かしい成績を修められました。本年 1 月に視力障害を伴う病により、試合出場から遠ざかっていましたが、懸命な療養とリハビリに取り組み、先月 23 日のホーム最終戦で、見事にピッチに復帰されました。柏選手のひたむきなプレーと困難に立ち向かう姿勢は、町民の皆さまにとって大きな励みとなりました。復帰後間もなくの引退は残念ではありますが、長年にわたるご活躍と本町への貢献に心から感謝申し上げます。今後も、柏選手との絆を大切にしながら、本町の魅力を広く発信していただけることを期待しております。

次に、第 78 回山梨県体育祭りについてであります。この度、第 78 回山梨県体育祭り町村の部におきまして、本町が総合優勝を果たし、14 連覇という偉業を達成することができました。このように長期間にわたり優勝が続けられているのは、ひとえに町民の皆さまのスポーツに取り組む姿勢や日頃の練習の成果の賜物と深く感謝しております。今後もこの輝かしい記録をさらに伸ばしていけるよう、皆さまの一層のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、主なものにつきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し上げます。

はじめに、明年 4 月 4 日の「第 52 回信玄公祭り甲州軍団出陣」に、富士川町が参加する運びとなりました。この歴史ある祭りへの参加は、本町にとりまして大変名誉なことであり、地域の誇りを県内外に発信する絶好の機会となります。武田二十四将の一員として、勇壮な甲冑に身を包み、甲府の街を練り歩いていただける町民の皆さまを、現在、町ホームページおよび広報誌を通じて広く募集しているところであります。この出陣は、武田信玄公の歴史と文化を次世代に継承するとともに、富士川町の存在感を高める重要な取り組みとなるものと考えております。こうしたことから、今定例会に参加準備に係る所要の経費を計上しております。

次に、民間の力を活用した宅地分譲を目的とした町有地売却に係る入札についてであります。旧第 3 保育所跡地につきましては、民間の力を活用した宅地分譲を行うため、事業者選定に向けた入札を実施することといたしました。本事業は、これまで町が公共事業として担ってきた宅地分譲事業に代わり、分譲計画から造成、販売までの全工程を民間事業者に委ねるものであります。これにより、柔軟で、かつ効果的な分譲事業の展開が可能となります。この新たな手法は、地方が直面する「人口減少と地域活性化」という重要課題の対策として、公共用地の革新的な活用方法を模索する取り組みであります。こうしたことから、今定例会に不動産売買に係る所要の経費を計上しております。

次に、峡南地区物流協議会等におけるドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業についてであります。昨年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、道路の寸断により車両による物資輸送が困難となる中、ドローンを活用した孤立集落への支援物資輸送が極めて有効であることが実証されました。こうした中、大規模災害時において、孤立すると想定され

る集落を多く抱える峡南地域では、災害時における緊急支援物資輸送体制の構築が求められております。この度、山梨県と峡南地域では、緊密な連携のもと、ドローンを活用した緊急支援物資輸送体制の確立に向けて、本格的な取り組みを開始することといたしました。こうしたことから、今定例会に事業に係る所要の経費を計上しております。

次に、ガバメントクラウドファンディングについてであります。本町では、令和4年12月に、一般社団法人クリーンファイターズ山梨と、まちづくりに関することやスポーツ振興に関すること等の包括連携協定を締結し、地域課題の解決や活性化を図ってまいりました。こうした中、今回のガバメントクラウドファンディングでは、「富士川町からスポーツの力を届けようプロジェクト」と題して、ラグビーのトップイーストリーグAグループに所属するクリーンファイターズ山梨のマスコット「クリファくん」の着ぐるみを作製することといたします。この「クリファくん」と町の公式キャラクター「ゆずにゃん」がコラボレーションすることで、スポーツ振興を通じた富士川町の魅力発信と観光PRの強化を目指してまいります。こうしたことから、今定例会に本事業に係る所要の経費を計上しております。

次に、富士川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本条例は、明年4月から開始される「こども誰でも通園制度」の導入に伴い、通園支援事業に係る基準等を定めるものです。この制度は、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルを問わない形での支援を強化することを目的としております。具体的には、満3歳未満の乳幼児が、保護者の就労要件にかかわらず、月一定時間、保育園等を利用できる新たな通園制度に対応するものであります。乳幼児をはじめとする全てのこどもの健やかな育成を応援し、こどもの良質な成育環境を確保することを目的に、今定例会において条例制定を提案するものであります。

次に、子育て支援策の一つとして、子育て世帯を対象に働く環境の拡充を図る就労支援策「ママサポおしごと」についてであります。本町では、これまで「子育て支援ナンバー1のまち」を目指して、保育料、学校給食費の無償化や産後ママ応援事業など、様々な子育て支援策を展開してまいりました。この度、新たな取り組みとして、子育て世帯における就労支援の充実を図るため、すきま時間を活用した短時間労働を支援する「ママサポおしごと」事業の実施に向けた準備を進めてまいります。本事業では、子育て中の方々が、お子さまの送迎の合間や家事の空き時間など、ライフスタイルに合わせて無理なく働けるよう、柔軟な就労機会の提供を目指しています。既に商工会をはじめとする関係団体や、就労支援を専門とする民間企業との連携体制の構築を開始しており、効果的な求人情報の収集・提供方法や、求職者と事業者双方のニーズに応じたマッチングシステムの構築について、具体的な協議を重ねているところであります。「ママサポおしごと」支援策を通じて、仕事と家庭の両立を可能にし、子育て世帯の皆さまが経済的にも精神的にも豊かで充実した暮らしを実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、富士川中学校の和太鼓整備のためのガバメントクラウドファンディングについてあります。この取り組みは、永年にわたり鰍沢中学校の生徒たちが大切に伝承してきた「鰍沢ばやし」を、統合後の富士川中学校においても継続し、富士川町の誇るべき伝統文化を次世代へ確実につなげていくことを目的としております。現在、演奏に必要な和太鼓等が不足

している状況にあることから、その購入費用をガバメントクラウドファンディングにより広く寄付を募集させていただいているところです。9月20日から募集を開始し、これまで町内外の多くの方々から温かいご支援をいただいております。心より感謝申し上げます。しかしながら、募集期間の最終段階に差し掛かっている現在においても、目標額にはまだ届いていない状況となっております。募集期限は今年18日までとなっております、残すところあと2週間です。生徒たちが伝統文化の担い手として誇りを持って活動できるよう、また、地域の宝である「鰯沢ばやし」を未来へ継承していくためにも、皆さまの温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。一人でも多くの方々のご協力により、富士川中学校生徒の充実した文化活動の実現につながることを切に願っております。

次に、富士川中学校の新校舎建設工事の進捗状況についてであります。去る10月23日に、町議会、区長会、学校関係者の皆さま方のご列席をいただき、新校舎建設工事の安全祈願祭と起工式を執り行いました。これにより、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事のそれぞれが本格的に始動したところであります。現在は、新校舎を建設するグラウンドの北側エリアを仮囲いで覆い、生徒の安全確保と近隣住民の方々への騒音対策に十分配慮しながら、校舎建設の基礎となる地盤改良工事を進めております。順調に工事が進めば、今年度中に基礎躯体工事を完了する予定となっております。今後も、生徒の皆さんや地域住民の皆さまが安心して日常生活を送れるよう、安全を最優先に考えながら、着実に工事を進めてまいります。

次に、帝京大学との連携協定締結についてであります。去る10月10日に富士川町と帝京大学、および町教育委員会と帝京大学文化財研究所との間で、文化財の研究や保護に関する連携協定を締結いたしました。富士川町および富士川町教育委員会では、今日に至るまで、文化財の保護、活用の推進に取り組んでまいりました。しかしながら現在は、文化財の老朽化が進む一方で、十分な保存、活用ができていない状況にあります。また、近年は災害の増加に伴い、日本各地で被災する文化財が増えているのが現状です。こうした中、文化財の専門職員が不在の本町では、老朽化した文化財の保存修理や活用、さらには被災した文化財の救出活動への対応が喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、帝京大学および帝京大学文化財研究所のご協力をいただき、専門的知見に基づいた町内文化財の学術的調査、研究や地域史研究を推進することといたしました。これにより、文化財の保護に向けた取り組みを強化するとともに、本町の歴史、文化遺産の継承と発信を積極的に行っていくため、この度の連携協定締結に至ったものです。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。なお、今定例会に提出いたしました案件は、条例制定案件1件、条例改正案件3件、補正予算案件7件、組合規約変更案件2件、合わせて13件の議案を提出しております。提案理由は、議案ごとに申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしく御審議の上、御議決あらんことをお願い申し上げます、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 4 議案第68号 富士川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第68号について、補足説明を求めます。

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

それでは、議案第68号の補足説明をさせていただきます。タブレット2ページをご覧ください。本条例につきましては、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を定めるものであります。これは、令和8年4月から開始となる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の導入により、通園支援事業に関わる基準等を定めた条例で、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能額の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度に対応するものであります。タブレット3ページをご覧ください。第1条及び第2条では、趣旨及び定義について定めております。第3条及び第4条では、最低基準の目的等を定めており、町は最低基準を常に向上させるように努めるものとし、乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備および運営を向上することなどについて定めるものであります。次のページをお願いします。第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則について定めております。第6条及び第7条では、非常災害対策及び安全計画の策定等について定めるものであります。次のページをお願いします。第8条では、自動車を運行する場合の所在の確認について定めております。第9条及び第10条では、乳児等通園支援事業者職員の一般的要件や知識及び技能の向上等について定めるものであります。次のページをお願いします。第11条及び第12条では、他の社会福祉施設等をあわせて設置するときの設備及び職員の基準と利用乳幼児を平等に取り扱う原則について定めております。第13条では、虐待等の禁止を、第14条及び第15条では、衛生管理と食事等について定めております。次のページをお願いします。第16条及び第17条では、乳児等通園支援事業者の内部規定と帳簿について定めるものであります。第18条及び第19条では、秘密保持及び苦情への対応等について定めるものであります。次のページをお願いします。第20条及び第21条では、乳児等通園支援事業の区分と一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準についてを定めております。次に、タブレット11ページをお願いします。第22条、第23条及び第24条では、一般型乳児等通園支援事業所の職員、設備及び職員の特例、また、支援内容について定めております。次のページをお願いします。第25条では、保護者との連絡について、第26条では、

余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準についてを定めております。第27条では、準用を、第28条では、電磁的記録について、次のページに入りまして、第29条では、委任ということで、この条例に定めるものの他、必要な事項は町長が定めるものとしております。附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第68号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

日程第 5 議案第69号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第70号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第71号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第69号から第71号までについて、補足説明を求めます。

まず、議案第69号及び第70号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは、タブレット14ページをお願いいたします。初めに、タブレット14ページ、議案第69号、富士川町職員給与条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、人事院及び山梨県人事委員会から地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づく報告及び勧告がございましたので、同法に基づきまして、本町におきまして、関係する条例を改正するものでございます。タブレット15ページをお願いいたします。第1条の改正内容につきましては、月例給は国家公務員の俸給表の改定に準じて行政職給料表を改定するものでございまして、全ての給与におきまして、給与月額を引き上げるものでございます。

また、令和7年度12月末、12月期の期末勤勉手当の支給割合をそれぞれの職域で0.025月引き上げるというものでございます。次にタブレット19ページをお願いいたします。タブレット19ページ、第2条では、引き上げ後の年間引き上げ額月数を平準化するために、令和8年度6月期以降の支給割合を0.0125月引き下げるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規

定につきましては、令和8年4月1日から施行するものとしております。また、第2項では、第1条別表第2の規定は、令和7年4月1日から遡及適用し、改正後の第17条第2項、第3項、第17条の4、第2項につきましては、12月1日から適用するものであります。

続きましてタブレット29ページをお願いいたします。タブレット29ページ議案第70号、富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。タブレット30ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正に鑑みまして、職員と同様に、町長、議員等に対する期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。附則といたしましては、一般職と同様であります。

以上、議案第69号及び第70号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第71号について、補足説明を求めます。

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

それでは、議案第71号の補足説明をさせていただきます。富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、タブレット38ページの新旧対照表にて説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、こども家庭庁関係の内閣府令等の施行に伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。

初めに、第1条関係、富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正であります。第12条では、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設による児童福祉法の一部改正により、同法第33条関係で項の追加が生じ、下線部分、法第33条の10、各号を法第33条の10第1項各号に改めるものであります。また、第17条第2項については、利用乳幼児および職員の健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児健診が追加されたことにより、内容を改めるものであります。

次に、第2条関係でございます。タブレット40ページをお開きください。第2条関係は、富士川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第15条では、認定こども園法の引用が複数回生じることから、下線部分、以下この号及び次号においてを、以下に改めるものであります。また第25条では、先ほど申しました児童福祉法第33条関係の項の追加により、下線部分児童福祉法第3条第33条の10各号を児童福祉法第33条の10第1項各号に改めるものであります。

次に、第3条関係でございます。タブレット42ページをお開きください。第3条関係は、富士川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第12条では先ほど同様、児童福祉法第33条関係の項の追加により、下線部分法第33条の10各号を、法第33条の10第1項各号に改めるものであります。タブレット37ページに戻っていただきまして附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で議案第71号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

- 日程第 8 議案第72号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第73号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第74号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第75号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第76号 令和7年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第77号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第78号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第1号）

以上の7議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第72号から第78号までについて、補足説明を求めます。

まず、議案第72号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

タブレット44ページをお願いいたします。議案第72号、令和7年度富士川町一般会計補正予算第5号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

（以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。タブレット54ページをお願いいたします。

（以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次のページからは、人件費に異動がございましたので、給与費明細を給与明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次にタブレット51ページにお戻りいただけますようお願い申し上げます。タブレット51ページです。第2表、継続費の補正についてご説明申し上げます。款、項、事業名、補正後の総額および年割額を申し上げます。10款教育費、2項学校費、富士川中学校新校舎建設事業、補正後の総額ですが、26億3395万円、令和7年度につきましては5億255

0万6000円と変更はございません。令和8年度は、19億904万1000円であり
ます。令和9年度につきましては、1億9940万3000円となっております。継続費の
補正は以上となります。

次のページをお願いいたします。次に、第3表地方債補正についてご説明申し上げます。
起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。農道整備事業4000万、道路整備事業48
40万円、学校教育施設等整備事業6億5470万円、消防施設整備事業360万円、以上
となります。起債の方法、利率、償還方法等につきましては、変更ございません。

次に、タブレット91ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたい
と存じます。タブレット91ページであります。地方債現在高の見込みに関する調書になり
ます。この表の右下の数字が、当該年度末の現在高の見込み、95億5051万3000円
となります。

以上で議案第72号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜ります
ようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第73号及び第74号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

それでは、議案第73号及び第74号について、補足説明をさせていただきます。タブレ
ットの92ページをご覧ください。議案第73号、令和7年度富士川町国民健康保険特別会
計補正予算第2号、次のページをご覧ください。

（以下、令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算の補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていた
だきます。タブレットの97ページをご覧ください。

（以下、令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

タブレットの100ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご参照ください。

次に、タブレットの111ページをご覧ください。議案第74号、令和7年度富士川町後
期高齢者医療特別会計補正予算第3号、次のページをご覧ください。

（以下、令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。
タブレットの116ページをご覧ください。

（以下、令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上で議案第73号及び第74号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご
議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第75号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

それでは、タブレット118ページをお開きください。議案第75号、令和7年度富士川

町介護保険特別会計補正予算第2号の補足説明をいたします。次のページをお開きください。

(以下、令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出補正予算は、事項別明細書により説明いたします。タブレットの123ページをご覧ください。

(以下、令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

次のページからは、人件費の異動がありましたので、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第75号の補足説明であります。ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第76号から第78号までについて、補足説明を求めます。

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

それでは初めに議案第76号の補足説明をさせていただきます。タブレット139ページをお開きください。議案第76号、令和7年度富士川町水道事業会計補正予算第1号、次の140ページをお願いします。

(以下、令和7年度富士川町水道事業会計補正予算の朗読)

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット145ページをお願いします。

(以下、令和7年度富士川町水道事業会計補正予算事項別明朗読説明)

次の48ページ以降はキャッシュフロー計算書と給与明細書となっておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第77号の補足説明をいたします。タブレット162ページをお願いいたします。議案第77号、令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算第2号、次の163ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算の朗読)

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット166ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明)

なお、次の167ページ以降は、キャッシュフロー計算書と給与明細書となっておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第78号の補足説明をさせていただきます。タブレット181ページをお願いいたします。議案第78号、令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算第1号、次の182ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町下水事業会計補正予算の朗読)

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット187ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明)

なお、次のページ190ページ以降はキャッシュフロー計算書と給与明細書となっておりますので、ご参照ください。

以上、議案第76号、議案第77号、議案第78号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第15 議案第79号 峡南広域行政組合規約の変更について

日程第16 議案第80号 中巨摩地区広域事務組合の構成団体の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

以上の2議案は、組合事務変更案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第79号及び第80号について、補足説明を求めます。

まず、議案第79号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

タブレット205ページをお願いいたします。議案第79号、峡南広域行政組合規約の変更について、補足説明をさせていただきます。今回の組合規約の変更につきましては、峡南広域行政組合の新庁舎への移転に関わる所在地の変更及び組織改編に伴うものでございます。タブレット207ページ、新旧対照表をお願いいたします。タブレット207ページありますが、第3条第3号中の情報センターを情報システム情報ネットワーク及び情報セキュリティに改めまして、第4条中の組合の事務所の位置を新庁舎の位置に改めるものでございます。また、第9条4項のただし書きに副代表理事を追加いたしまして、次のページをお願いいたします。第10条の副会計管理者の表記をただし書きに改めまして、それに伴う改正を行うものでございます。続きましてタブレット206ページにお戻りいただきたいと存じます。附則といたしまして、この規約は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第79号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第80号について補足説明を求めます。

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

それでは、議案第80号、中巨摩地区広域行広域行政すいません、中巨摩地区広域事務組合の構成団体の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について補足説明をさせていただきます。タブレット209ページをお願いします。今回の規約の変更は、中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務のうち、し尿処理場に関する事務に甲斐市旧敷島町、旧双葉町地区、中央市旧豊富村地区及び韮崎市が加入することに伴い、新たに韮崎市が加入することから、同組合の構成団体の数を増加し、共同処理する事務について変更するものです。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。211ページをご覧ください。中巨摩地区広域事務組合規約新旧対照表です。第2条では、組合を組織する地方公共団体に、新たに加入する韮崎市を加えるものであります。第3条では、組合の共同処理する事務についてであります。ただし書き中甲斐市にあっては、旧竜王町に係るもの、中央市にあっては、旧玉穂町及び旧田富町に係るものを削り、同条第1号から第4号のゴミ処理場、福祉センター、地区公園、勤労青年センターに関する事務には、今回加入する甲斐市旧敷島町、旧双葉町地区、中央市旧豊富村地区及び韮崎市は加入しませんので、各号の次に甲斐市旧敷島町及び旧双葉町、中央市旧豊富村及び韮崎市に係るものを除くを加えるものであります。次のページをご覧ください。第5条第1項では、組合の議会の定数を18人から19人に改め、組合の議会の議員に、韮崎市1人を加えるものであります。第6条第1項では、組合の構成団体の数が増えることから、副管理者を5人から6人に改めるものであります。タブレット210ページに戻っていただき、附則につきましては、この規約は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第80号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

起立願います。相互に礼。ご苦勞さまでした。

散会 午前11時46分

令和 7 年

富士川町議会 12 月定例会

12 月 8 日

令和7年第4回富士川町議会定例会（2日目）

令和7年12月8日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告	1番	11番	鮫田洋平	議員
通告	2番	7番	望月真	議員
通告	3番	2番	神田雅也	議員
通告	4番	5番	小林和良	議員
通告	5番	1番	宇田川朱恵	議員
通告	6番	8番	小林有紀子	議員

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	宇田川朱恵	2番	神田雅也
3番	依田誠司	4番	深澤一幸
5番	小林和良	6番	秋山仁
7番	望月真	8番	小林有紀子
10番	青柳光仁	11番	鮫田洋平
12番	井上光三	13番	堀内春美

3 欠席議員

なし

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	樋口和仁	会計管理者	深澤千秋
政策参事	山形謙一郎	政策秘書課長	渡辺成昭
財務課長	井上誠	管財課長	長田博幸
税務課長	大久保公生	防災交通課長	西川修司
町民生活課長	芦澤晶子	福祉保健課長	中込浩司
子育て支援課長	小林喜文	産業振興課長	望月奈緒美
土木整備課長	井上勝彦	都市整備課長	杉田進
上下水道課長	依田文哉	教育総務課長	小林恵
生涯学習課長	齊藤栄治		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依田正紀
書記	井上鮎奈

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。

起立願います。相互に礼。着席願います。

令和7年第4回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願います。

なお、富士川CATVが、一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますのでご了承願います。また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は、6名であります。これから、通告順に一般質問を行います。

それでは、通告1番 11番 鮫田洋平君の一般質問を行います。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

改めましておはようございます。今回も提案型の質問を2点考えさせていただきました。最初に登録制町内事業者マッチング窓口の設置です。9月20日の町長の町政報告会の中で町長からも話がありましたが、中小零細企業の活性化について改めて私の方から、メリットデメリットを踏まえて提案していきたいと思っております。富士川町総合計画では、安全安心に暮らせるまちづくりと地域経済の活性化を基本理念としており、これを実現するためには、町民と事業者が協働することが不可欠です。近年、富士川町においては、他県からの訪問販売や、高額請求のトラブルが発生し、町民の安心安全な暮らしが脅かされています。このような課題を解決するために、町内事業者と町民が、町民を効果的にマッチングする窓口の設置が求められています。現状本町の町内事業者は行政との設定が限られており、受注機会の拡大や共同事業への参画を強く望んでいます。そして町民からの依頼等の相談窓口が十分に整

備されていないため、必要とする町民と事業者が出会う機会が少ないという声も寄せられています。このような状況を改善するため、行政を通じたマッチング機能の導入が期待されます。他の自治体では既に成功事例が見られます。例えば、千葉県市川市では、窓口業務を民間に委託し、住民からの紹介を受けて事業者とのマッチングを行っています。この取り組みにより、住民の満足度が約20%向上しました。また、兵庫県丹波篠山市では、ICTプラットフォームを導入し、登録事業者の情報をオンラインで公開することで、透明性を確保し地域事業者の参加意欲を高めています。さらに栃木県宇都宮市の登録制ビジネスサポートデスクでは、地域イベントや防災訓練を共同で開催し、コミュニティ連携を強化しています。福岡県久留米市では、地域事業者の登録制度を設け、定期的にセミナーや研修を開催することで、事業者の質を向上させ住民からの信頼を得ることに成功しています。加えて、地産地消の観点からも、このマッチング窓口の設置は重要です。町内の事業者を活用することで、地元の資源やサービスを最大限に生かし、地域経済を循環させることができます。これにより、町民は地域に根ざしたサービスを利用でき、事業者は安定した市場を確保できるため、相互の利益をもたらす仕組みが生まれます。これらの成功事例を参考にし、富士川町でも登録制町内事業者マッチング窓口を設置することで、町民には信頼できる事業者選定を、事業者には安定した受注機会と町政参画の機会を提供する仕組みができると思い、以下の8点について見解を伺います。今回も富士川町の未来を語ろう活性化プロジェクトの参加者からの意見や町民の意見をもとに質問させていただきます。

それでは通告に沿って質問していきます。質問事項1、登録制町内事業者マッチング窓口の設置について。まずこの窓口を設置した場合のメリットについて質問していきます。(1)導入した場合、町内登録事業者への受注機会拡大による地域経済活性化の効果について。登録制町内事業者マッチング窓口の導入により、町民から町内の登録事業者への受注機会が拡大し、地域内での経済循環が促進され、ひいては地域経済の活性化に繋がると考えます。この点について町のお考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。登録制町内事業者マッチング窓口の設置による地域経済活性化への効果につきましては、現在マッチング制度は実施していないため、具体的な効果の試算はできておりません。しかしながら、登録制マッチング窓口を設置した場合、町内事業者への受注機会の拡大が期待できることから、地域経済が活性化することが予想されます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは次に(2)登録事業者の審査基準設定により、町民が安心安全な事業者を選択できるメリットについて。導入にあたって町が一定の審査基準を設けることにより、町民は安心かつ信頼できる事業者を選択できるようになり、住民にとって安全性の向上というメリッ

トがあると考えますが、この点について町のお考えをお伺いいたします

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えします。登録事業者の審査基準を設置する場合、事業者の信頼性や実績などが明確になることから、町民にとってより安心した事業者の選定が可能になると考えます。しかし、行政が登録制町内事業者マッチング窓口を設置する場合は、法的な観点や運用上の注意点及び問題点を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（3）高額請求や工事不良等のトラブル未然防止効果について。私の周囲の町民からは他地域や県外の業者、さらには訪問販売業者による高額請求や工事不良などのトラブル事例が実際にあったと伺っております。このような事例を未然に防ぐためにも、信頼性の高い町内事業者の登録されたマッチング窓口の導入は有効であると考えますが、この点について町の見解をお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

近年、高額請求や工事不良等に関するトラブルが報道されており、こうした問題が生じるリスクが高まっておりますが、地域事情に精通した町内事業者であれば、情報や実態が把握できるため、トラブルの未然防止に繋がります。こうしたことから、町内制、登録制町内事業者マッチング窓口を設置した場合、トラブル回避のための有効な抑止力になるものと考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（4）登録事業者の行政参画意識向上と町の賑わい創出効果について。登録制を導入することで、登録事業者にとっても町政に参画しているという意識が高まり、町との情報共有や行政との関わりが活性化することが期待されます。その結果として、町が主催する各種イベントへの協力や出店依頼などもスムーズに行えるようになり、町全体の賑わいの創出に繋がると考えますが、この点について町のお考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。登録制町内事業者マッチング制度によって登録された事業者は、町の政策及び施策への積極的な参画意識や地域貢献の意欲が高まることが考

えられます。さらに、登録事業者が町の活性化に向けて自らの役割を認識し、協力することで、町の賑わいを生み出すことが可能であると考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（5）災害時や緊急修繕における信頼できる地元業者への迅速な手配体制について。災害発生時や道路施設等の緊急修繕が必要な場合においても、登録事業者一覧を活用することで、迅速かつ信頼できる町内事業者を即時に手配できるという大きなメリットがあると考えますが、この点について町の見解を伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。登録制町内事業者マッチング窓口を設置した場合、信頼できる地元事業者のリストが整備されることで、災害時や緊急時には速やかに対応できる体制を構築することが可能となります。これにより、災害時には町民の支援を優先的に呼びかけることができ、町民の安心感にも繋がります。さらに、町民と地元事業者との連携強化が進み、地域全体の防災力の向上が期待されると考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（6）登録手続きの煩雑化や手数料負担により、中小零細企業の登録を断念するリスクについて。メリットが多々ある一方で、登録に係る手続きが煩雑であったり、登録手数料の負担が過大であった場合、特に中小零細企業にとっては登録を断念せざるを得ない状況が生じかねません。その結果、登録事業者のラインナップが偏り、町民にとっての選択肢が狭まるといったリスクが生じると考えますが、この点について町はどのように考えるかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。登録制町内事業者マッチング窓口を設置した場合、登録手続きの煩雑化や手数料の負担は、登録を断念する要因となることから、煩雑な登録手続きは避けることが望ましいと考えます。しかし、行政が実施する場合、要件を満たすための書類作成や証明書取得に伴う手数料負担など、事業者に一定の負担がかかるものと考えられます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（7）登録促進のための手続き簡素化、オンライン対応、手数料軽減、免除等の具体

的支援策について。こうした事業者の申請意欲低下を防ぐためには、登録手続きの簡素化、オンライン申請サポートの導入、さらには申請手数料の軽減、免除措置など、幅広い業者が参加しやすくなる環境整備が必要であると考えますが、町としてどのような具体的施策が現時点で検討できるかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町では、登録制町内事業者マッチング窓口を設置しないしていないため、現時点では手続きの簡素化やオンライン対応、手数料等についての検討にはいたっておりません。しかし、マッチング窓口の設置についての検討をするにあたっては、商工会等の関係団体と連携することで、手続きの簡素化が図られるかなど、具体的支援についても調査研究を進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

最後に（8）ですね、以上のメリットデメリットを総合的に検討し、町民の安心安全確保と地域コミュニティ強化を両立するマッチング窓口の導入について。これまで質問してきたメリット、デメリットを総合的に検討し、町民の安心安全を守るとともに、地域コミュニティを強化する仕組みとして、登録制町内事業者マッチング窓口を導入する考えがあるか町長の見解をお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。登録制町内事業者マッチング窓口の設置については、行政としての法的な観点や運用上の注意点及び問題点を慎重に検討する必要があります。その一方でですね、他団体での事例や商工会などの他団体との連携についても、検討していきたいと思っております。鮫田議員からですね他の自治体の事例、また様々な詳細の部分まで、あのご提案、ある程度の事業モデルのフレームというのは、議員の中で持ってらっしゃるというふうに感じました。私もですね過日の町民との対話集会の中で、この部分を発言させた部分、発言させていただいたということもあります。導入について最適な仕組みが構築できるかなどをしっかりと調査研究を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

前向きに、再質問ですけど前向きに検討するというお答えでしたけれども、現時点で町長はこのマッチング窓口、どのようなイメージとかどう捉えられてどういう印象があるのか、またちょっと町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

まさにですね今マクロ的な視点で見ると、日本全国の地方自治体が疲弊していった地域経済がすごくですねしぼんできている状況になっている。こうなったときにやはり地域間競争という部分も生まれてきている。そんな中で地元事業者をどうやって育成していくかということ、そして顔が見える商売をしていただくこと。これを独占禁止法とですね自由競争に抵触しない中でですね、できる限りですね顔が見える事業者さん地元でですねフェイストゥフェイスのこういう商売というのもしっかり喚起していかなきゃいけないというふうに思っております。

一方で議員がご指摘したとおりですね、例えばトラブルですね、安いからとか公告でやってたからとかそして施工がですね、少ない業者かもしれませんが、もしかすると手抜き工事等があってトラブルという部分もですね、地元の業者さんとマッチングができればですね、そういった部分も防げるのではないかなというふうに思っております。様々なメリットデメリットがあると思います。先進事例もしっかりと研究しながらですね、今後この富士川町内にですね、どうやって落とし込んでいけるかということ、積極的に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

はい、ありがとうございます。以上の8点に関する質問を踏まえて、富士川町における登録制町内事業者マッチング窓口の設置は、地域経済の活性化や町民の安心安全確保、事業者の町政参画促進に寄与する重要な施策であると考えます。これにより、町民は信頼できる事業者を選びやすくなり、地域内での経済循環が促進されることで、町全体の活力が向上します。またこの取り組みは、富士川町の総合計画に掲げた地域経済の強化と、住民の生活の質の向上にも直接貢献するものです。さらにSDGs、持続可能な発展目標の目標8働きがいも経済成長も、目標11住み続けられるまちづくり及び、目標17パートナーシップで目標を達成しように沿った取り組みとして、地域資源を活用し、持続可能な経済活動を促進することが期待されます。特に町内事業者住民、行政が連携して取り組むことで、相互の信頼関係を築き、より効果的な政策の実現が可能となります。他の自治体の成功事例を参考にし効果的な運営体制や評価基準を設けることで、持続可能な取り組みへと発展させることが重要です。町として、住民と事業者がともに成長し、互いに支え合える地域社会を築くために、この提案を前向きに検討し、具体的な制度設計や運営体制の整備を早急に進めていただくことを強くお願い申し上げます。

それでは質問事項2、町民プールの改修と有効活用についての質問に移ります。本町の町民プールは、長年にわたり多くの町民に親しまれ、子どもから高齢者まで幅広い世代の健康づくりや交流の場として大きな役割を果たしてきました。しかしながら、施設の寮老朽化が進んでいる他、近年の夏季の高温化により、プールサイドの表面温度が非常に高くなり、利用者が素足で歩けないほどの状況となるほど安全面での課題も指摘されています。

それでは（１）の質問です。町民プールの老朽化対策および安全性確保に向けた改修計画について、現時点での検討状況をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。町民プールにつきましては、昭和５６年の建設以来、町民の健康増進と多世代交流の重要な拠点として、多くの方々にご利用いただいている貴重な公共施設であり、これまで側面、底面の塗装や床面マットの設置といった改修を行ってまいりました。こうした中、令和３年度に策定した社会教育社会体育施設長寿命化計画では、令和２５年に管理棟、令和３０年にプール本体の改修を予定をしておりますが、建設から４０年が経過した現在まで、大規模な改修は行っておりません。こうしたことから、安全性確保を最優先に段階的かつ計画的な改修と機能向上を進めることが喫緊の課題であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○１１番議員（鮫田洋平君）

次に（２）の質問に移ります。プールサイドの遮熱塗料など、環境配慮型素材を活用した暑熱対策について。現在の町民プールには、プールサイドにマットが敷いてありますが、敷かれているマットも老朽化が進みボロボロになっている状況です。また地球温暖化の影響が強まる中、公共施設における暑熱対策や環境配慮は全国的にも重要な課題となっております。最近では太陽光を反射し表面温度の上昇を抑える暑熱性塗料や断熱性コーティング剤なども実用化されています。こうした新技術を活用することで、熱中症対策や利用者の安全確保を図ることが可能です。暑熱性塗料など、すいません遮熱性塗料などの新しい素材を採用することで表面温度の上昇を抑え、利用者の安全性を確保するとともに、施設の長寿命化や維持管理コストの低減にも繋がります。このような改修は富士川町第三次総合計画が掲げる、環境に優しく持続可能な地域づくりという基本目標に合致するものであり、またSDGsの目標１３気候変動に具体的な対策を、にも通じる取り組みです。本町においても、今後の改修に当たってはこうした環境配慮型素材の採用を積極的に検討しされてはいかがでしょうか。また、施設改修の機会を単なる修繕に留めず、環境負荷の軽減と利用者安全の両立を図る実践例として位置づけていただきたいと思いますと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、利根川プールのプールサイドに敷設してあるマットにつきましては、設置から相当年数が経過し経年劣化が激しい状況となっております。こうしたことから、マット入れ替えの際は、従来のマット敷設方式でなく、塗装面の温度上昇を抑える遮熱塗料等の環境配慮型素材を活用した対応が可能かどうか、事例調査を含め総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

最後に（3）の質問に移ります。町内小中学生への無料開放など、次世代育成と健康増進に資する活用策について。こちらは提案をしていきたいと思っております。水泳は基礎体力の向上、心身の健全育成、防災教育の一環としても非常に有効です。学校プールの使用機会が減少している現状を踏まえると、町民プールを教育的、社会的資源として活用することは、第三次総合計画に掲げる、第三次総合計画における誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりにも通ずるものです。またSDGsの目標13全ての人に健康と福祉を、目標の11住み続けられるまちづくりを、の理念にも合致し、町としての次世代支援の姿勢を示す機会になると考えます。町民プールは町民が健康を育み、世代を超えて繋がる地域の拠点であります。改修の際には、環境への配慮と子どもの家健全育成の両立という観点から、総合計画とSDGsの理念に基づいた整備、活用を検討していただき、町内の小中学生を対象に無料開放を行うことで、子どもたちの健康促進と家庭の負担軽減を図ることができると思いますが、当局のお考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。町民プールの町内小中学生以下への無料開放につきましては、子どもたちの健全育成と健康増進を図る上で極めて有効であるため、実現に向けて積極的に検討してまいりたいと考えております。こうしたことから、今後、財政状況を勘案しながらも、持続可能な運営方法を確立し、子どもたちが気軽に利用できる施設として有効活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

積極的に前向きに検討をお願いいたします。町民プールは子どもたちの笑顔と町民の健康を支える町の宝です。この改修をきっかけに環境に優しく安全で、そして未来の子どもたちにも誇れる施設へと生まれ変わる変わらせることができれば、本町な持続可能なまちづくりの象徴となるはずで、総合計画とSDGsの理念を実現する実践の場として前向きに検討していただきたいと思っております。

これからもこの議場におられます皆さま、また町民の皆さまとともに、アイデアを出し合いながらこの富士川町をつくっていききたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告1番 11番 鮫田洋平君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告2番 7番 望月眞君の一般質問を行います。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

7番議員の望月眞です。通告にのっとり一般質問を行います。はじめに、鰯沢小学校の旧鰯沢中学校校舎への移転計画についての質問を行います。学校整備計画により老朽化している現鰯沢小学校は解体して、鰯沢小学校を旧鰯沢中学校へ移転することが決定しています。鰯沢小保護者や地域住民から移転はいつごろになるのか、どのような改修がなされていくのかとよく尋ねられるようになりました。

そこで移転計画についての質問を行います。（1）の質問になります。校舎移転に伴い、旧鰯沢中学校校舎の改修工事が必要となりますが、現時点においてどのような改修作業を想定しているのか改修内容について伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。鰯沢小学校校舎は築59年が経過し、改修が必要な時期を迎えております。こうした中、富士川中学校が本年4月に開校し、隣接の旧鰯沢中学校校舎が開いたことから、鰯沢小学校校舎を改修するのではなく、築年数が少ない旧鰯沢中学校校舎への移転を計画しているところであります。なお、旧鰯沢中学校校舎の改修内容については、現在検討中ではありますが、小学生と中学生の体格の違いによる使いづらさ解消のため、教室等を小学生の体に合わせた仕様に改修するなど、児童が安心安全に学校生活を送れるよう対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

概要については理解しました。少し再質問になりますが、くい込んだ質問をさせていただきたいと思います。私は改めて旧鰯沢中学校校舎をずっと見て回ってきました。小学校であれば、1年生教室は本来、1階に配置することが望ましいと思われませんが、今鰯中の校舎の現状を見ると、例えば特別教室、東詰めと西詰めで特別教室がありますが、この特別教室を改修して1年生教室をするということも考えられますが、現状を見るとやっぱり職員室からかなり離れたところにあり危険性の面で危惧されます。また予定される特別教室は木工室ですが、作業機の撤去等もしなきゃならないと。それから西詰めのこれが今調理教室になりますがこれもですね、机あるいは水道等を整備しなきゃならないということで、やっぱり問題があるかなというふうに思っていました。そこでですね図工室と調理室は継続的に小学校の図工室、調理室として活用して、普通教室は教室数が十分足りているので、理解普通教室を1年生教室と特別支援教室に配置することが望ましいとそのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。旧鰹沢中学校校舎につきましては、各教室を改修することによって、鰹沢小学校が必要な教室数を確保することは可能と考えております。また、教室配置等の詳細につきましては、学校現場と入念な打ち合わせを行いながら、1年生教室と特別支援教室等につきましても、適切な配置ができるよう検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひ検討してください。再質問になりますが、トイレの改修も必要になってくると思います。現状を見てみると、トイレの数が絶対的に欠けている、そんなふうに思います。それから洋式トイレが少ない、それから多目的トイレ、障害者等が利用できる多目的トイレも1個しかない。そういう状況を考えると、洋式トイレ及び多目的トイレの増設を図るトイレ改修が必要になると思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。旧鰹沢中学校校舎のトイレの改修につきましても、今後の設計段階において、多目的トイレの設置や利用人数に応じた改修、さらには、全部のトイレを洋式化するなど児童が利用しやすい改修工事を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問になります。ありがとうございます。ぜひそのように検討して行ってください。何点かしていきたいと思うんですが、もう一つですね、屋内運動場をどうするのか、これも一つの課題になってくると思います。

現鰹沢小学校屋内運動場を継続して活用するのか、あるいは鰹沢小学校、現鰹沢小学校の運動場は解体するという考えもあるようですが、あるいはまた旧鰹沢中学校体育館を活用するのかまだ確定していないと思います。どちらにしても、小学生なら集会場として活用するには課題があります。現鰹沢小の屋内運動場を使う場合は、やっぱり距離が離れている、集会場に行くまでに。それから中学校の今の体育館を使うには大きすぎる。そういうことを踏まえるとですね私は屋内運動場の代わりに、始業式、始業式あるいは全校集会等が活用できる場所として、多目的ホールを配置したらいいんじゃないかなというふうに思っています。2階に、現鰹沢中学校の2階美術室は、全校児童のの収容が十分可能なスペースになっています。こういった例えば美術室を内装改装して、多目的ホールとして配置できないか。これからの鰹沢小学校の児童数を考えていくときに、屋内運動場に代わる多目的ホールというのは非常に使いやすく便利な教室になってくると思いますので、その点についてのお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。多目的室の配置のご提案をいただいたところでございますが、そういった内容を含めまして、改修、あの校舎の改修につきましては、学校現場の意向を十分に聞き取る中で、必要な部屋や設備等の改修内容を検討しまして、児童や教職員が過ごしやすい校舎の改築を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私も長年学校現場にいた視点で考えて提供しているわけですし、ぜひその辺もですね参考にしていただきたいなというふうに思います。あと水回りのことや廊下や階段、階段は現鯉沢中学校校舎の階段は小学生でも十分活用できるので、大きな改修は必要ないというふうに思っています。また電気設備のLED化も必要になると思います。今後生活する子どもたちの意見を取り入れながら、改修内容の検討を進めてほしいと思います。

（2）の質問に移ります。富士川中学校の建設状況や増穂小学校の改修状況も考慮しながら、改修時期を検討していると思いますが、現時点における改修時期の見通しについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。旧鯉沢中学校校舎の改修時期につきましては、富士川町学校施設長寿命化計画において、現時点では令和9年度設計、令和10年度に改修工事を計画しているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。令和10年程度に改修事業を見込んでいる。これは多分長寿命計画に沿った内容になってくると思いますが、現鯉沢小学校校舎は、1996年度に建築され、築60年を経過しようとしています。老朽化や躯体の劣化が進んでいます。安全面でもかなり危惧する状況になってるんじゃないかなというふうに私は思っています。令和元年度に作成された富士川町学校施設長寿命化計画基本計画においては、長寿命化改修時期の築50年を経過しているため、長寿命化改修を行わずおおむね60年、さつき課長が言ったとおりですね、軽改築を検討するとされています。また一方で旧鯉沢中学校は、1978年に建築されています。町内の学校では一番新しい改築となっていると思いますが、その長寿命化計画では、おおむね50年で大規模改修を検討するとしているされています。65年に新たな学校を建てると、こういう計画になっていますが、まさにこの時期になってきているんじゃないかなというふうに思っています。鯉沢小学校の解体時期と旧鯉沢中学校校舎の大規模改修

時期も念頭に必要時期や、改修時期や改修内容の検討をする必要があると思いますがいかがでしょうか。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。望月議員がおっしゃるとおり、改修時期に鯉沢中学校の校舎も来ているところであります。そういったところから、先ほどお答えさせていただきまして令和10年度に改修工事をということで、計画どおりに行えるかということなのですが、内容につきましては学校運営面や財政面も含めまして、学校施設等長寿命化計画にのっとりスケジュールでの実現に向けて、今後検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

それでは関連して（3）の質問になりますが、改修工事や環境整備に係る経費の財源について伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。旧鯉沢中学校の改修、校舎改修工事につきましては、補助率が3分の1であります。学校施設環境改善交付金を財源として活用する予定でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問になりますが、改修工事は長寿命化計画にのっとり改修工事をしていくことになると思うんですが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律では、学校施設環境改善交付金交付実施要綱が定められています。その中で、学校統合に伴う改修補助、大規模改造に伴う交付金、学校長寿命化改良に伴う交付金等の活用が明記されていますが、こういった補助金化やあるいは交付金の活用ができないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。旧鯉沢中学校校舎の改修工事については、教育内容、方法の多様化等に適合させるための内部改造工事やトイレ改修工事等に対応した大規模改造質的整備に伴う交付金を活用してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

必要とした持ち出し財源を少なくするために、いろいろなものをこういった交付金がありますがぜひ検討して活用を図っていただきたいというふうに思います。

（4）の質問になりますが、富士川町過疎地域持続的発展計画では、現鰍沢小学校屋内運動場の解体が定義されています。現鰍沢小学校運動場の解体についての現時点でのお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川町過疎地域持続的発展計画においては、旧鰍沢中学校校舎への移転後は、屋内運動場も解体するという計画になっているところでございますが、解体するかしないかを含め、詳細につきましては今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

現時点で解体するかどうかということはまだ決めてないと、今後検討していきたいということだと、回答だったと思いますが、それをそのことと関連して（5）の質問に移ります。鰍沢小学校校舎また屋内運動場、これは解体するかどうかはまだ決まっていないわけですが、この解体後の跡地はどうなるのか、地域住民や町民の関心も高まっていますそこで、（5）の質問になりますが、鰍沢小学校解体後の周辺環境整備について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの周辺整備のご質問にお答えいたします。鰍沢小学校解体後の周辺整備につきましては、学校敷地内に借地があることから、具体的な計画はございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問になると思いますが、現時点では具体的な検討はまだされていないというふうに理解してよろしいですか。はい、課長がおっしゃるように現運動場及び鰍沢小中学校周辺の地番を見ると、町有地と地権者所有地が入り組んでいます。大変使い勝手が悪くなるというようなことが予定されていますが、周辺整備をしていくためには、地権者の意向も踏まえて例えば土地を取り替えるというような、お互いに使いやすいようにだね、方法を考えるっていうようなことも必要になってくると思いますが、土地整備の必要性について、土地整備の考え方について伺います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですね。

○7番議員（望月眞君）

はい。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。まさに議員がおっしゃるとおりですね、敷地内には借地が点在しているということから、校舎解体後の周辺整備につきましてはですね、その借地の解消を含めた形で進めていきたいというふうに思っております。しかしながらですね土地の地権者の意向もあると思います。土地の活用方法を検討するには地権者との協議を、これをしっかりと図っていきながら、また地域のニーズという部分もあると思います。そういったものをですね勘案しながらですね関係課また関係団体等々ですね、様々な方々と連携しながらですね、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

何回か今議会でも話題になってます、鯉沢小学校借地の借地料という課題も当然出ていると思いますが、借用地の後利用についての検討も必要になってくると思います。借用地は返還するのか。あるいは継続活用して継続借用して活用していくのか、さっき町長がおっしゃるように、地権者の意向も考慮して周辺整備の検討を進める必要があると思いますが、その点についての見解を伺います。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。地権者との協議もございますので、その部分を含めて今後検討させて頂きたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

富士川町過疎地域持続的発展計画では、これもまさに計画の段階で出されていますのは鯉沢小中学校用地取得事業、これが提起されていますが、まだそこら辺の検討もこれからしていくということになると思いますが、地権者の理解と賛同が得られたら、町が用地を取得し、町有地として一括周辺整備をして有効活躍していくことが可能になると思います。また峡南広域行政組合の新庁舎移転に伴い、現情報センターの移転も決定しています。情報センター跡地の活用等についての検討も必要になります。こういった総合的にですね、周辺整備の方向性を明確にして計画的にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。以上で鯉沢小学校の旧鯉沢中学校校舎への移転計画についての質問を終わります。

続いて通告2の質問を行います。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君、ここで暫時休憩、途中ですが暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時 3分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

それでは（2）の富士川町歴史文化館塩の華の維持管理と運営についての質問に移ります。富士川町歴史文化館塩の華及び人物館は、令和5年2月23日に開館以来、多くの来館者が訪れています。また、郷土学習の場として、学校の授業での来館や社会教育関係者の視察も多く、教育文化施設として成果を上げています。生涯学習課担当者統計結果で調べてみると、令和5年度の来館者数は塩の華人物館を累計してですが、1万129人、令和6年度は8561人でした。一方で教育施設として補助金を得ていることで入館料を求められないこともあり、維持管理費の等の経費面での課題があります。町民からも経費削減についての指摘を受けています。（1）の質問になります。塩の華を継続的に開館、運営していくためには、維持管理費の削減が不可欠であると思いますが、経費見直しの必要性についての考えについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。歴史文化館塩の華につきましては、富士川町の歴史と文化を次世代に継承していくため、必要不可欠な施設であると考えております。しかしながら、入館料を徴収できない施設であるため、継続的に開館、運営していくためには、運営経費を抑制していくことが必要であると認識しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

具体的にですね、やはり施策を練っていく必要があると思います。そこで（2）質問を行います。人件費および光熱水費の削減を図るために、例えばですね例えばですね、開館時間の短縮等ができないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えいたします。運営経費の削減や開館時間の短縮を図るためには、来館者データを収集、分析する必要がありますので、分析結果を基に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私は資料館の推進者という立場で、何回もそこを視察行っています。町民からも大きな指摘を、たくさんの指摘を伺っています。

再質問になりますが、例えばですね9時から17時まで現在の開館時間ですが、これをですね私も見ていて、朝の早い時間とか夕方の遅い時間はほとんど来館者がいない。そういうことを考えると、来館者状況を考慮して、10時から16時までに短縮できないか伺います。2時間短縮することで、単純に推計すると人件費、これは有償ボランティアに係る経費等も含めてですね、および光熱水費を4分の1削減することができます。昨年度実績で推計すると、人件費でおよそ114万7000円、光熱水費で52万4000円の削減になってきます。そういった点を考慮して、時間の短縮が検討できないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。先ほどの質問でも回答させていただいたとおり、まずは来館者のデータを収集、分析を行った上で検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問あります。おそらく同じ回答になってくると思うんですが、令和5年度6年度の来館者数の統計を見ると、12月、1月、2月、この来館者数が少ない現状があります。現在の休館日は月曜日となっておりますが冬期期間において、12月、1月、2月の休館日を月曜日と木曜日の2日間にするのが望ましいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。冬につきましては日照時間が短く観光客も少なくなることが考えられますけども、まずは先ほど回答させていただいたとおり、まずは来館者データの収集、分析を行った上で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひこれはね早急にやっぱり対策をしていかないと、長期に維持することがおそらくできなくなってくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。令和6年度決算では、塩の華維持管理費運営経費として、企画展開催業務委託、ウェブサイト使用運用業務委託、屋外トイレおよび室内清掃業務委託、浄化槽点検整備業務委託等の委託料が約600万円計上さ

れていました。委託料をは必要経費であります、委託業務の内容、未検討見直しも行い、委託費の経費削減も図ってほしいと思います

(2)の質問になります。本年度、空調機器。

○議長（堀内春美さん）

今、今現在(2)番をやってるんですよ。

○7番議員（望月眞君）

はい、(3)の質問に移ります。本年度空調機器更新工事経費1188万円が計上されて、これはもう出来上がっていると思います。今後大規模改修工事が予定されているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えいたします。塩の華の改修工事につきましては、一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入が令和9年末に終了することから現在、照明のLED化工事を行っております。この他、令和3年度に策定した社会教育社会体育施設長寿命化計画に基づき、令和9年に外装や躯体の改修を実施する予定となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問になりますが、空調機器更新工事、あるいはエネルギー改修工事も起債等を使いながら行っていると私は理解しているんですが、塩の華は教育施設として改修された。そういった点で大規模改修工事については、教育施設、あるいは社会文化施設としての国の補助金等の活用はできないのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。塩の華の大規模改修工事につきましては、現時点では活用できる補助金がない状況でございますけれども、有利な起債を活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

はい。ぜひできるだけ自主財源でなくてですね、有利な起債あるいはまた交付金等を活用する、そういう手立ても考えていただきたいと思います。

(4)の質問に移ります。最後の質問になっておりますが、今後の運営に関わる質問になります。企画展は(4)の質問ですが、企画展は塩の華の独自の事業として継続的に開催されることが望まれます。今後の企画展開催計画について伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。塩の華の企画展につきましては、毎年度、話題性の高いものを取り上げて開催をしているところでございます。昨年度は山車巡行祭に合わせて山車の歴史と未来と題して開催をいたしました。今年度は昌福寺が11月に登録有形文化財となったことから、昌福寺と石橋湛山と題して、1月に企画展を開催する予定でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。これまでも望月百合子さんに関する企画展、それから山車の企画展、これから最勝寺と舟運に関するということで、話題性に富んだ企画展をしたいというお話がありました。企画展の開催のコンセプトについては理解いたしました。歴史文化館としての認知度を高め、より多くの来館者が見込まれるように、今後も取り組んでいただきたいと思っております。もっと言えばですね、私はやっぱり富士川舟運をメインとする歴史資料館であることから、富士川舟運や角倉了以にスポットを当てた企画展開催も一度は計画する必要があります。例えば了雲と角倉了以、素庵というような企画展が計画できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。昨年度、山梨県の県立博物館におきまして富士川舟運の300年へと題した企画展が開催をされました。そこで富士川舟運や角倉了以につきまして展示が行われております。

こうしたことから同様のテーマでの展示については、当面のところ計画はしておりませんが、時期をみて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私も県立博物館の企画展に参加してきました。舟運をモニタリングしたような画面を見たりですね、あるいはうちの資料館から貸し出したものを見たり、あるいは角倉了以の木像、これは大悲閣からおそらく借りてきたもので、展示してあっていいなと思いましたが、やはり舟運で栄えた我が町、富士川町ですからやはり地元の資料館でやっぱり舟運に関する企画展を開催するしていくことが意義があること、意義があるんだろうなと思えました。

そこで関連して再質問をお願いします。政策提言を若干含んでおりますが、企画展の開催と併せて例えばですね、塩の華が取得する町内舟運史跡巡りあるいはですね、歴史探索旅行を企画する取り組みも検討することができないか伺います。まちづくり公社と連携して、例えば舟運と了以素庵を訪ねる旅というような研修バス旅行を計画して参画者を募る、歴史資

料館として特色のある新たな試みにチャレンジしていくことも良いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えをいたします。現在のところ塩の華主催での探索旅行企画などは検討はしておりませんが、歴史文化館につきましては、運営の検討委員会がございます。そちらの方に報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

やはり特色ある資料館にしていくことが、私は大変大切だと思います。独自の特色ある運用を図ることで、塩の華の認知度や関心度が高まり、参観者、来庁者が多くなれば、大柳川溪谷などの観光スポットあるいは舟運の遺跡等と連動して、町の観光振興にも繋がっていくものと思われまますので、ぜひご検討をしていただきたいと思います。最後になります私が塩の華を何度も参観して、来館者の感想や意見を伺ってきました。南アルプス市白根地区の社会教育委員の方々が視察に訪れていた際、富士川町は素晴らしいですね、町の歴史資料や功績のある人物を紹介する施設を開催したことに、開設したことに羨ましく思います。私達の地域にもこういう施設が欲しいです、と嬉しい声を伺うことができました。教育文化施設は、開設しただけでは役割を果たせません。より多くの人たちが子どもたちに来館していただき、地域や歴史について学んだり、先人の努力や偉業や生活に思いをはせていただくことが、いただくことに価値があります。地域の歴史や足跡を未来に繋ぐことは、地域の今を生きている私達の責務であると思います。適切な維持管理等、効果的な運営を重ね、富士川町歴史文化館塩の華人物館の貴重な施設として、継続開館することを願い、私の一般質問を終わります。町長答弁あります、いいですか。

○議長（堀内春美さん）

終わったんでしょ。

○7番議員（望月眞君）

はい、終わります。

○議長（堀内春美さん）

最後に町長の意見を聞きますって言えばよかったんだよね。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告2番 7番 望月眞君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告3番 2番 神田雅也君の一般質問を行います。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは私からは、グリーンスローモビリティについてということで質問をさせていただきたいと思います。本年9月に行われました第3回定例会において、グリーンスローモビリティ実証実験事業を可決し、11月10日から22日の2週間をかけて実証実験が行われました。また、その間開催された甲州富士川まつりおよび、穂積の穂積地区のゆずまつりにおいても駐車場とお祭り会場を繋ぐ乗り物として活用され大変好評でした。

現在町では、デマンドバスやコミュニティバスホリデーバスと用途に応じて使用できる公共施設の運行がをしておりますが、今後さらに公共交通の重要性が高まることを踏まえ、既存の公共交通ネットワークの補完、地域の賑わいの創出、高齢者の外出支援、観光客の交通手段の確保に対して新たなモビリティの活用への可能性について研究するための実証実験と聞いております。実証実験期間中、私も両お祭りのに、お祭りにも同乗させていただきました。また、町内の町内を走る定時定路線の運行にも同乗させていただきました。非常に快適な乗り物だと、私の個人的感想を持つ中ではありますが、このグリーンスローモビリティが利用者にとって最大限の快適度が快適度、かつ国家的な利用方法を求めるが故、質問させていただくものであります。実証実験が終わって間もないところでありますので、お答えいただけない部分もあろうかと思いますが、明確かつ端的にお答えいただければ幸いです。

それでは、一つ目の質問に入ります。実証実験時に利用、実証実験時に利用者から寄せられた感想を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。グリーンスローモビリティの実証実験につきましては、青柳町区において高齢者の移動支援等を目的に、12日間運行した他、富士川まつりとゆずの里まつりにおいて実証実験を実施し、計742名の方にご利用いただきました。このうち、青柳町区の運行において、ご利用いただいた方を対象にアンケート調査を実施、40名の方から回答をいただいております。回答いただいた方の主な意見といたしましては、歩行者が困難な人でも乗り降りしやすい。乗っていて楽しい。買い物時に便利。手軽に利用できる。天候によっては寒い。などの意見がありました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。全ての方に、乗車していただいた全ての方にアンケートを配ったわけではないということですね。一点質問です。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○2番議員（神田雅也君）

再質問です、はい。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。アンケート調査については、乗った方全てにお願いしたところではありますが、その場で書けなかったりちょっと書くのがとちょっとできないということで、実際に150人乗ったんですが、そのうちの40名が回答した形になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、では2番目の質問に移ります。実証実験を終え、見えてきた利点や問題点について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。実証実験により見えてきた利点といたしましては、コンパクトな車体で狭い道での運行が可能であること、乗り降りがしやすく、気軽にご乗車いただけることまた、開放感があり景色を楽しみながらご利用いただけることなどが挙げられます。一方問題点としては、真夏や真冬の乗車環境を快適に保つことが難しい、1回の充電での走行可能距離が限られていることから、長距離移動では便数が限られてしまうという点であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは3番目の質問をさせていただきたいと思います。実証実験の結果がある中で、今後やるのかやらないのか、この事業を進めるか進めないのかというところをを検討されると思いますが、どのように進めるか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。実証実験の結果につきましては今後、アンケートの回答結果や停留所となって病院、実証実験を行った地区の区長や役員からご意見を伺い、役場内で検証を実施いたします。この検証をもとに、今後の町の二次交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいありがとうございます。進める上で、再質問です、はい。再質問お願いします。

進める上で、今回一応2路線ということで実証実験はやってみたものというところではありますが、鯉沢とかですね、例えば平林とか穂積とか十谷とか、そういった場所での実証実

験はまだされていないということだと思いますので、ぜひ進めるの、そういう検証もしていくのかしていかないのかも含め、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。他の地区でも実証実験等につきましては、今後、検証結果に基づいて、必要かどうか検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、穂積地区、穂積地区のですねお祭りの際には、坂、急な坂も上ったということは実証されておりますので、ぜひ坂道がとかっていう問題は解消、考慮できるのかなと思いますので、その辺実証実験をやっていただきながら、その辺も考慮し、考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では4番目の質問に移ります。実際に運行する場合、どのようなルートを検討しているのかもしくは検討していくかということをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。実際に運行する場合は、利用者のニーズや運行上の課題を検証する中で、ルートについても検討してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、では5番目の質問に移ります。観光客の足としても検討しているのか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。グリーンスローモビリティにつきましては、イベントでの実証実験において、一定の成果が見られました。しかし、実際に観光客の移動手段としては、運行条件や需要の把握など、整備する整理すべき点も多くあります。このようなことから、観光での利用について、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいでは、すいません再質問をお願いしたいんですけども、イベントやお祭りのにお越し

のお客様もですね、観光客の1人と捉えることができると思います。このグリーンスローモビリティの活用の検討をする際に、他の地域のお祭り今回やった二つのお祭りもそうですが、他の地域の祭りにもモビリティを貸し出せるようなようを含め検討いただくようなことができないでしょうか？

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。どのように活用していくのかにつきましても、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいありがとうございます。では、このグリーンスローモビリティ事業は全国の全国各地の市町村で活用の検討をするがゆえに実証実験を行うことが行うが、実際に活用されている市町村が非常に少ないという認識をしております。逆を言えばグリーンスローモビリティが走っている市町村は珍しいということになると思います。オンリーワンのまちを目指す町長様ですからぜひ珍しいものを、このグリーンスローモビリティもそういう位置づけであればなおさらやっていただいた方がいいのかなと思っております。だからこそ、取り入れる意義があると思います。交通弱者への対策をとともに観光資源のが観光資源が非常にあちらこちらに点在している本町ですから、病院、商業施設、観光資源が混在し、誰もが快適に使用できる乗り物となることを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告3番 2番 神田雅也君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告4番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは通告に沿ってですね、3項目の質問をさせていただきます。まず1項目めの町のBCPですね、業務継続計画について行います。BCPとは何か、この点を明確にするためにまずこちらのパネルをご覧ください。議員と当局の方はタブレットで、傍聴席の方は資料をご覧ください。BCPとはですねこのパネルのとおりですね、これは内閣府の防災担当が示しているBCPの説明なんです。これによると、これ一番最後のところがキーですけども、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模大災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画であるということが書かれています。要するにですね、たとえ役場自身が被災しても、災害発生時には災害の復旧、被災した町民生活の支援等は、この庁舎を中心に動くこととなります。従って町民の生命、安全を守るために必要な行政機能を止めないようにするための重要な計画となります。また災害

が起きても、最低限の行政機能を続けるための手順書でもあります。これは自治体ですね最後の砦となるものという言い方もできます。まずBCPの起源はアメリカにあり、日本では阪神淡路大震災を契機に、まず企業での導入が進み、その後2011年の東日本大震災を踏まえ、自治体でも本格的に導入が始まったといわれています。またBCPは災害対策だけではなく、サイバー攻撃や停電、様々なリスクに備えるための組織の命綱と言える計画です。以上、BCPですね重要性を認識した上で1の質問に入ります。

(1) 消防庁は、令和6年4月1日現在の地方自治体における業務継、業務継続計画策定状況の調査結果を発表しました。この結果はですね1ヶ月前の11月11日の新聞の一面に掲載されました。ご覧になった方もいらっしゃると思います。掲載された記事によると、富士川町のBCPは重要6要素のうち4要素のみ満たしているとの記事であったという内容でした。令和3年6月の同様な調査では6要素のうち、4項目要素が未設定との結果であり、3年計画も未設定項目があるという結果です。その内容を消防庁のデータをもとにパネルにまとめましたのでご覧ください。パネルの上半分ですね上半分のところなんですけれども、この半分を見るとですね、令和3年6月の時点で、項目別でいうと6項目が未設定ですね。そして令和6年4月では3項目が未設定となっています。この令和3年から3年経過後も未設定項目があることについて現時点の状況を踏まえ、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。大規模災害を想定いたしました業務継続計画、先ほど小林議員がおっしゃったようにBCPですね、こちらにつきましては業務継続の具体的指針として最重要視されているところがございます。このたびのBCPの重要6要素のうち、本町におきまして、令和6年4月1日現在においては4要素を満たしているということで公表をされたところがございます。こうした中、新庁舎が完成したことにより庁舎の耐震化が図られ、非常用電源による電力の確保などの項目が改善されたことから、令和6年11月に、BCP重要6要素を全て網羅した計画に改定をしたところがございます。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、そうするとですね、6年ぶりに改定した現状のBCPでは、国が定める重要6要素全てを満たしているものという認識でよろしいでしょうか、伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。そのとおりでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。11月11日に新聞に掲載されたものは改定前のもので、現状では全て満たしているとそういうご回答です。ということは次回の消防庁の調査では全て要素を満たしている結果になると認識いたしました。

それでは(2)の質問に入ります。今回公表された本町の業務継続計画、BCPですね。これは表紙の方がですね地震編と明記されているんですね。このパネルの下の、下半分をちょっと見てください。向かって左側が本町の業務継続計画、これBCPです。これは地震編となっておりますね。隣のものは長野市のものですが、これは大規模災害編となっております。これマルチハザード対応ですね。BCPは本来ですね、地震だけではなくて、土砂災害、豪雪、風水害など本町が想定すべきあらゆる災害に適用すべきものと考えます。地震編と限定してしまうと逆に土砂災害編、豪雪編、風水害編といった個別の計画をそれぞれ策定する必要が生じ、実務的な運用にも混乱を招く恐れがあります。例えば先ほど説明したように、長野市のBCPは大規模災害編となっていて、これは多くの災害を含んでいるマルチハザード対応となっています。本町のBCPがですね、あえて地震編とした理由について伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。本町におきまして想定される災害は、地震災害、土砂災害、洪水、大規模火災、雪害等が挙げられるものでございます。この中で地震災害は町全域が被災することまた、発生の予測や事前避難が不可能であることから、他の災害と比較いたしまして、災害応急対策の業務量が膨大になるとともに、電気、通信、道路などのインフラ被害により、対処が最も困難にあることが想定されるところでございます。こうしたことから、本町の計画におきましては、南海トラフ地震を始めとした大規模地震を、地震災害を想定いたしまして地震編ということで策定したところでございます。また水害や土砂災害等の災害につきましても、本計画を準用することとしておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、とするとですね他の災害についても本計画を準用するのであれば、あえて地震編とせず、長野市のBCPのように大規模災害編とすべきと考えますが、いかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。本町のBCPは地震編となっておりますが、計画を、その他の災害においても準用すると、先ほどご説明をさせていただきましたがそのようにしておりますので、現時点では変更することは考えておりませんが、今後、現計画に変更すべき事項が生じてきた場合には、検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。ぜひですね、混乱するような書き方はいかなものかと思いたすので、網羅してるんであれば全てを含んでいるという表が一番いいと思いたすご検討ください。

それでは（3）に移ります。自治体においてはですね、住民情報や税務、福祉、避難情報など行政サービスの根幹をなすデータが多数存在しています。1度失われれば、住民生活に重大な影響を及ぼし、及ぼすこととなります。したがって、行政データのバックアップですね、災害時における行政機能を復旧に重要です。当然バックアップを行っていると考えますが、どのような方法で実施しているのか、バックアップの頻度、保存場所も含めて伺いたす。なおですね、セキュリティとの関係がありますので公開できる範囲で結構です。伺いたす。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の行政データのバックアップは各システムにより異なりますが、電磁記録媒体やファイルサーバーなどに指定した時間で、毎日実施をしております。また、保存場所につきましては、役場内のサーバー室の他、庁舎外にも保存場所を有しているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、バックアップデータは各端末のデータを含め全データですか、それとも特定されたデータでしょうか。伺いたす。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。業務系の基幹システムのなどはシステムデータを含め全データをバックアップしております。情報系の職員のPCにありますデータはデータのみという形になっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、またですねバックアップデータは復旧時に必要となりますが、BCPでは、本町のBCPですね、これは本庁舎と同時被災しない場所でのバックアップ体制を構築するとあります。要は本庁舎が被災しても、どこかにあると、このとおりに庁舎外にも保存されていて、二重にいわゆるダブルにですね保存されていると考えてよろしいでしょうか。例えば庁舎データが何らかの原因で破損しても、庁舎運営のデータで復旧可能となるというシステムとして理解してよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。バックアップにつきましては庁舎のサーバー室以外という形で先ほど答弁させていただきましたが、庁舎外は2ヶ所バックアップをしておりますので、三重というような形になろうかと思えます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。庁舎内、庁舎外含めて三重ということですね。はい、わかりました。

それでは次の質問に移ります。バックアップはですね、保存して終わりではなく、災害時に確実に復旧できることが何より重要です。一般的にバックアップデータが存在していても、いざ復旧はリストアはですね、ショートしたときにデータが破損していたり、手順が確立されていなかったりして復旧できないケースが全国的にも少なくありません。そこで、(4)の質問です。富士川町の業務継続計画では、発災時、要は災害発生したときを想定してですね、バックアップデータを用いた復旧作業の訓練を実施すると明記されています。復旧作業訓練はどのように行われたのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町の業務継続計画に、発災時を想定したバックアップデータを用いた復旧作業の訓練を実施するとありますのは、令和6年11月の計画改定の際に新たに定めた事項であります。現在訓練は実施できておりませんが、情報センターや庁舎情報システム保守業者と連携し、より適切で効果的な訓練方法について研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

令和6年11月にその計画が改定されてから、約1年以上経過している。業務継続計画に定める定めないに関わらず、復旧作業訓練というのは行わなければならない必須の業務だと思います。せっかくのバックアップデータが復元できない、サーバーの復帰ができないといった事象はよく聞きます。災害時の早期復旧、万一のサーバー攻撃からの復旧にも重要な要素になります。早急な復旧訓練実施を、検証を含めよろしくお願いたします。

それでは(5)の質問に入ります。BCPはですね、策定しただけでは意味がなくて、教育や研修を継続することで初めて実効性が高まります。BCPに基づく職員研修や訓練の実施状況を伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。災害発生時におきまして、BCPを有効に機能するためには、平時からの備えや訓練演習が必要であり、発災時における役割や不備などを明確にすることが重要であると考えております。こうしたことから、平成29年と令和4年度には、総合防災訓練におきまして、BCPの対応訓練を盛り込み、職員間において計画の周知や確認を行ったところでございます。今後も組織的な対応を高めるために、役場全体での取り組みによる訓練を計画的に実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

防災訓練においてBCP対応訓練を行ったということですが、具体的にはBCP対応訓練とはどのような訓練を行ったのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。平成29年度は、BCPにおける緊急行動計画を部内で確認いたしまして、業務内容の必要な手順や備品等を洗い出すだけではなく、それらの保管場所、使用する用紙類等の意思統一を図ったところであります。令和4年度は平成29年度の振り返りを行うとともに、業務内容に応じた必要な業務の確認、見直しを行ったところであります。このことにつきましては当時の広報ふじかわに掲載をして、町民の皆さまにも周知を行ったところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

災害発生時はですね通常とは異なる。非日常の環境下の中で業務を遂行しなければなりません。事前の訓練が大変重要になります。ぜひ今後もですね、実効性の向上に向けて継続的に訓練を実施し、BCPの更なる充実をお願いいたします。これは意見ですので。それでは、

○議長（堀内春美さん）

質問の途中ですがここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 5分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは大きな2の質問に移ります。2はですね災害時における受援体制、要はいわゆる支援を外部から受けるそのための体制なんですね。これについて伺います。パネル、これもパネルがありますのでパネルをご覧ください。これはですね、内閣府が示している応援または受援の関係図ですね。左側が物的支援、そして右側が人的支援を示しています。これほど複雑というか、いろんな手続きが必要ということになります。左側の物的支援ではですね、各救援物資が国、企業団体、各市町村から集積場所に届く状態が示されています。また、右側の人的支援では協定締結団体、ボランティア等からは、そっからの応援状況を示しています。大規模災害時には被災自治体単独では対応しきれません。そのために、他自治体、国、民間、ボランティアなどからの支援を円滑に受けるための計画を受援計画といいます。各市町村や各企業等と協定を結んでも、援助、協力を有効に円滑に生かすには、受け入れ体制が重要な鍵となります。令和元年、東日本、台風や熊本地震では、受援体制の不備が課題となっておりました。これを念頭に置いて質問を行います。

（1）大規模災害時には外部からの応援、物的支援、人的支援を円滑に受け入れる受援体制の整備が不可欠であります。本町の受援計画策定の状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。大規模災害時の受援体制の整備につきましては、外部からの応援を効果的に受け入れるため、極めて重要であると考えております。町では現在、地域防災計画に基づき、他自治体や民間企業等との協力体制を整えているところであります。こうした中、受援計画を策定することで、人的支援の受け入れを整理する担当の明確化や、全体調整など、災害時の受け入れ体制を迅速に整えることができると考えております。こうしたことから、現在策定作業を進めているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問です。現在策定作業を進めているということですが、受援計画策定の完成目標時期について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。現在作成中の受援計画については、令和8年4月の策定を目標に作業を進めております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。それでは次の質問項目に移ります。(2) 受援計画が完成した現状において、完成していない現状において災害が発生した場合、本町として外部応援をどのような手順、体制で受け入れるのか、現時点での手順について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。大規模災害発生時の外部応援の受け入れ体制につきましては、地域防災計画に基づき、災害対策本部を中心に対応することとしております。応援要請につきましては、被害状況の把握と必要な応援内容を整理した上で、県や関係機関に対し行うこととしております。

また、災害時には多くのボランティアの申し出があることが想定されることから、避難所開設運営マニュアルに基づき、ボランティアの受付窓口となっている社会福祉協議会と連携して対応することとしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、そうするとですね、受援計画策定が完成していない場合においてもですね、誰がどの機関へ、どの段階で応援要請を行うのか。その役割分担は現時点においても明確に定まっていると考えてよろしいでしょうか、伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。現時点では受援体制の役割分担が明確に定まっているわけではございませんので、災害対策本部を中心に、関係機関と協力して、臨機応変に対応することを想定しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。定まっていないということなんですけれどもおそらく先ほど申し上げたように、非日常の業務遂行になります。おそらく担当の方も自分自身も被災しているという中で業務になるので、相当混乱するということだと思います。だからその臨機応変っていうことがどこまで判断できて、冷静にですね、割り振れるかっていう、自分で行動できるかっていうのを、割と厳しいと思うんですね。ですから暫定でも、あることを決めておかないと策定できるまで災害はちょっと待ってくれないので、ちょっとその辺の方をよろしくお願ひしたいと思います。これはこれ以上あれしません。

それでは次の質問に移ります。(3) 応援者の受付場所、宿泊スペース、車両の駐車場の場所ですね、それと現時点で想定しているそれらの場所の準備内容について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。外部応援の受け入れにおいて、拠点となる施設の準備、応援者の受付、宿泊、車両駐車などをあらかじめ定めておくことで、支援を円滑に行うことができると考えております。

現時点では、役場庁舎を応援者の受付拠点として想定しております。また、宿泊スペースや車両の駐車場については、公共施設の空きスペースを有効に活用していただくことを想定しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。再質問ですけれども現時点においてですね、各施設の収納容積は把握されていると考えてよろしいでしょうか。収納容積とは宿泊スペースであれば人数、可能な人数ですね、駐車場であれば台数のこと、これが一応把握されていると考えてよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。避難者に対しての各施設の収容面積は把握しておりますが、応援者については、避難者を優先的に収容した後、空きスペースがあった場合に使用していただくことで想定しております。こうしたことから、応援者が使用できる収容容量については明確にはしておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。場所が決まれば大体の予測はできると思いますので、そこは検討された方がいいかなと思います。

それでは次の質問に移ります。（4）ですね。災害が発生したという想定のもとで、外部応援を受けるための訓練はこれまで実施されたのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。外部応援を受け入れた、受け入れるための訓練につきましては、町の社会福祉協議会において外部講師を招き、災害ボランティアセンター設置運営訓練を年1回開催しているところであります。今後は、策定される受援計画に基づき、外部応援の受け入れを想定した訓練の実施について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。これもですね、BCP同様、机上だけではなかなか機能しないことも考えられます。今町ではいろんな市町村と災害協定を結ぼうとしています。これを生かすためにも、訓練も必要ですのでこの訓練を行っていただいて、その結果、必要があれば内容の更新、改訂もお願いいたします。以上でこの質問は終了します。

それでは大きな3の質問に移ります。3は、このですね、この4年間の町政運営の総括について伺いたいと思います。(1)の質問です。町長が就任されてからまもなく4年が経過いたします。就任当時は前町長の汚職事件による逮捕を受け、町民の町政に対する信頼が大きく揺らいだ時期でもありました。町長はその信頼回復と町政の立て直しに取り組んでこられたものと受けとめております。本日はですね、人気の最終年度を迎えるにあたり、この4年間の町政運営をどのように総括されているのかを伺いたいと考えております。総括を確認することは、町政の現状を共有するとともに、今後の政策展開の方向性を町民に示す上でも重要であると考えます。そこでこの4年間という重要な時期において、町長が進めてこられた主要施策について、成果としてどのような点を挙げられるのか町長の見解を伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まずは財政の健全化、そして新しい財源の確保ということ、そして財政状況の把握ということを就任当初させていただきました。今年の11月号でもですね発信させていただきましたがですね、富士川町の財政状況、これ令和4年度に就任したときにシミュレーションをさせていただきました。このシミュレーションの中ではですねご承知のとおりですね、令和6年度は97.8、将来負担比率97.8、そして令和11年にはですね166.8ということで、一気に右肩上がりが上がっていくというシミュレーションが提示されました。これに対してですね、しっかりとですね対応していかなくちゃいけないと。座して待つわけにはいかないということで、ふるさと納税という部分に力を入れさせていただきました。これも広報で11月号で発表させていただきましたが、今年度はふるさと納税額過去最高2億7780万円、また企業版ふるさと納税については1億3910万円ということで全国81位、昨年度は全国36位ということで、新たな財源を確保したところでございます。これによってですね、この予測された令和4年度のシミュレーションから大幅にですね財政の健全化を行うことができ、平成30年レベルまでですね、何とか抑え込んでいるというのが状況でございます。これによって少し余裕ができたといいますかですね、財政が硬直化する予測が、少し余裕ができたもんですから、人への投資という部分ができました。学校給食費の無償化また保育料無償化などですね、人への投資という部分も進めてまいりました。

また特筆させていただきたいのはですね、富士川ゼロプロジェクトという取り組みでございます。それと公民連携事業の促進、民間の力を活用してしっかりと行政の事業も展開していくということ、これによりましてドッグランの開設、そしてディスクドッグ大会や日本犬の品評会、昨日はですね、まんまるマルシェウィズドッグというような形で様々なイベント

がですね誘致できました他、オートバイ神社の建立やヘリポートの開設、インフラの整備もこのゼロプロジェクトでさせていただきました。またこの夏にですねアニソン花火大会、ランバイク大会などと様々なイベントも誘致して賑わいを作りながら、お金をかけずに賑わいを作りながらそして財政を平準化させたということをですね、議会の皆さままた執行部一丸となって取り組んできたところでございます。

併せて大事な部分なんですけど就任直後に設置を指示した、官製談合再発防止に係る第三者委員会の答申を受けまして、入札制度改革というのをですね進めて参りました。これまで以上に入札における健全な競争が促されたというふうに思っているところでございます。他にもたくさん話をしたいところですが、主なものをお話を答弁をさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

町長より4年間の主要施策に、結果についてご説明いただきました。就任当初の厳しい状況の中で町政の信頼回復を図りながら住民生活の向上に向けた取り組みには敬意を表したいと思います。今後もこれらの成果を基盤として、更なる住民サービスの向上と持続可能なまちづくりに向けた取り組みが進むことを期待いたします。

それでは、(2)の質問に入ります。町長は就任当時より中心テーマとして、対話と現場主義による協働のまちづくりを掲げておられました。そこで、このテーマに基づく4年間の取り組みについて、その成果および達成度をどのように評価されているのか、町長のお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。様々な政策の起点っていうのはですね、町民との対話の中から生まれてくるというふうに思っております。また現場で起きている隠れた問題点をしっかりと捉えていくために、多くの町民の声を政策に反映させていくさせていくために対話を重視してまいりました。これにより、中学校の統合など大きな課題解決はもちろんのこと、子育て支援など、普段の生活の中での様々なですね不具合などをですね、数多く捉え、施策に取り組むことができたというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども町長は、政策の起点は町民との対話から生まれると述べられていますが、これまでの4年間において町民との対応をどのような方法で行ってこられたのか、具体的にお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

対話ということでご質問をいただきました。これはですね、まずは毎年開催している町民対話集会や通年でやっているホットミーティングというのを開催して参りました。また、本年5月には現場でトークミーティングというのを実施しまして、町内各地域での意見交換を行ってきたところでございます。それと併せてですね、私の政務活動の中また講演会活動の中、また地域で暮らす1人の町民としてのその対話、無尽会の場ということもですね、しっかりとその政策に反映できるような意見ということでいただいている、ありとあらゆる場面ですね、様々な意見交換を続けてきたというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい再質問させていただきたいと思うんですけども、実は私自身もですね、一度関係者の皆さんの意見をお伝えするために、ホットミーティングを開催させていただいたことがあります。直接町長に耳を、町長に声を届けるですね良い機会であったと思っています。そこでこれまで実施されたホットミーティングや対話集会はそれぞれどれくらいの回数を行われたのか、もしわかりましたらお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

これまでホットミーティングが9回、町民との対話集会などが9回、また教育委員会関係の説明会などが20回ほど開催されました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。それでは次の質問に移ります。（3）ですね。これまでの4年間の取り組みや主要施策についてお聞きしてきましたけれども、それらの取り組みを進める中で、町政運営上の新たな課題や改めて認識された課題もあったと考えています。そこで4年間の取り組みを通じ明らかになった課題のうち、今後特に対応が必要と考える点について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

やはりですね、全て様々な問題が対話集会また会話、対話の中から聞かされてきたんですが、一番根本になっているのはですね人口減少、そして少子化、高齢化の波ということでございます。出生率の低下と人口流出による地域の活力が失われつつあるということ、これが一番の根本ではないかなというふうに思ってます。死亡数が出生数を上回る自然減というの

は、これはなかなかこのトレンドを変えることができませんが、実はですね社会像という部分は私が就任させていただきまして令和4年度および5年度では、転入が転出を上回る、転出を上回る社会増ということもその一瞬ですが実現できました。政策によりですねこういった流れというのを少しでもですね、焼け石に水というふうに言われるかもしれませんが、努力を続けることによって、その人口減少というのは実は止められていくのではないかなというふうに思っております。そうですね様々な話をしたいところなんです、今後ですね町民の皆さんの様々なその意見をもとにですね、まずはこの地域がですね笑顔が広がって、暮らしやすい町にしていくこと、来訪者を呼び込みましてそしてこの地域に住む住民の皆さまが良い町だというふうに思っただく、こういう町を作っていく、これに徹していきたいと思っております。かつて孔子がですね近き者喜び、遠き者来るというふうに話しておりました。まさにその実践だというふうに思っております。町内に笑顔が広がり、そしてこの富士川町に住む、私達の愛する富士川町に住む町民がですね、すごくいい場所だよということによって、様々な人たちが遠くから集まってきてそしてこの町が活性化していくというふうに思っております。ぜひ議会の皆さまとともに車の両輪として、我々執行部も一丸となってその素晴らしい富士川町を作っていく覚悟でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ただいま町長より、今後の町政運営における課題とその向き合い方についてお話をいただきました。人口減少や高齢化、地域コミュニティの維持、さらには税収減少といった課題は、本町だけではなくて全国の地方自治体が共通して抱える大きな課題であり、決して容易に解決できるものではありません。しかし町民の皆さんの笑顔を広げ、1人1人が幸せを実感できるまちづくりは町政に対する希望を感じさせるものです。課題の克服は容易ではありませんが、これまでの取り組みを土台として行政と議会、そして町民がそれぞれの役割を果たしながら、力を合わせることで持続可能な富士川町の未来が開けていくものと考えます。

今後も引き続き確かな方向性のもと、丁寧な町政運用を進めていただくことを期待いたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告5番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。では、一般質問を始めさせていただきます。今回は環境についての一般質問になります。まずですね、ゼロカーボンシティの取り組みについてになります。世界の気候変動の影響もありまして、富士川町も2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを宣言しています。あと25年というところになります。コロナや物価の高騰、またDXの発展によりまして、

環境への取り組みも新たなステージに入っております。再度あの環境について考え直す時期になってきているかと考えます。実現につきましては、多角的な取り組みが必要でして、再エネルギーの推進、または循環型経済のモデルの構築、またリサイクルから、リデュースへという形でゴミの削減、また3番目の質問でも少し触れさせていただきますけれども、木材の利用促進などが挙げられると思います。

1番のも、1番ではゴミの削減について質問をさせていただきます。まずですね、リユース食器についてになります。イベントなどでのリユース食器の使用は、食器洗浄にかかるエネルギーやリユース食器を運搬する二酸化炭素排出量よりも、リユース食器利用を、リユース食器を使用した方が環境負荷が少ないと言われておりまして、現在、大阪万博や世界陸上など非常に大きなイベントでも使われるのが当たり前になってきております。また全国の市町村でも広がってきております。言うまでもなくですね、リユース食器の運搬、運搬元と使用する場所が近い方が運搬エネルギーも少なくなるということになります。

それでは、(1)の質問になります。富士川町では、町内のイベントに対して、リユース食器導入促進補助金の制度を設けておりますが、利用状況をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。リユース食器は、多くのイベントで活用されておりましたが、コロナ禍以降は、事業の見直しなどによりイベント自体が縮小したため、利用も減少となりました。現在はイベント開催に伴い、利用状況は増加傾向にあります。リユース食器導入促進事業の制度を活用することで、ゴミの減量やゴミの焼却による二酸化炭素排出を抑制し、地球温暖化の防止に効果があると評価しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、利用が減少しましたが、最近少しずつ増えてきているということでしたが、(2)の質問になります。リユース食器の更なる普及を図るために、課題となっている要因についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。課題、課題となっている要因につきましては、一つ目として、レンタル料の値上げによる利用者の負担が増加していること。二つ目として、利用者手続き等でリユース食器貸し出し事業所に何度も足を運ばなければならず、負担となっていること。三つ目として、リユース食器が重いため、女性や高齢者にとって取り扱いが不便であることなどが挙げられます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。今お答えいただいた中で、経済的な側面であったりまた手続きの煩わしさと扱いの不便さを挙げていただきましたけれども、(3)の質問になります。そういった課題を踏まえまして、とはいえやはり環境のまち富士川といたしまして、リユース食器普及の課題解決の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。リユース食器普及の課題解決に向けた取り組みにつきましては、食器の種類により補助額にばらつきがあるため、見直しを検討してまいります。また、リユース食器貸し出し事業者と連携し、利用手続きなどの簡素化や、更なる利用者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。さらに、環境問題に関心を持った、持ってもらえるよう、町のイベントでも積極的に周知を行い、利用者の増加を進め、地球温暖化防止に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ぜひいろいろと取り組んでいただければと思います。再質問になりますけれども、先ほど一番最後のところで普及啓発として、リユース食器が身近に感じられるように町のイベントで使っていくというお答えがありましたけれども、町のイベントでは、持ち帰り以外はリユース食器を原則使ってもらうように、出店者に依頼することはできないでしょうか。また全てリユースの使用が難しくてもできる限り協力を依頼するなど、そういったお願いができないか、再質問でお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。イベント実施において、担当課とも連携する中で、出展者にリユース食器について協力を依頼し、ゴミ削減に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。やはり事業者の方がやっぱり使いづらいつの声があるのでしたら、そういったところも検討してもっともっと使っていただけるように、ちょっと改良お互いに重ねていく必要もあるかと思っておりますので、ぜひそういったご協力をお願いして、もしちょっと使っていただけないというのでしたら、ぜひ交流の方も聞いていただければと思います。

それではですね(4)番の質問に移ります。令和、今年度のですね決算資料でいただきま

した、富士川町のゴミの収集分析状況の資料の中で、人口が減少しているということもあると思うんですけども、ゴミの総量やリサイクルの総量というのは減少しているのですけれども、ペットボトルのみこれ増加がしているんですね。平成26年は26.91tで、令和7年は30.43tとなっています。ペットボトルのリサイクル量が3.5t増加しています。リサイクルが定着していったということもあると思いますけれども、ペットボトルの購入量が非常に増えているということでもあります。実際にですね、ペットボトルリサイクル推進協議会の資料ですと、ペットボトル容器の出荷量が令和5年度は267億本で、20年前と比べても1.8倍になっているということです。ペットボトルはですね、事業者さんの努力もありまして高リサイクル率85%という形で、日本では非常に高いリサイクル率を保ってはいるのですけれども、ちょっと残念ながらですねペットボトルを含む、ペットボトルだけではないのですけれども、プラスチックの6割がゴミ焼却量、燃やす燃料、サーマサイクルといわれるようなのですけれども、それに使われてしまっているということも事実であります。こちらはですね、この熱エネルギーとしてペットボトルやプラスチックを利用するというのは、海外ではこれはもうリサイクルとは見なされていないですね。そこでペットボトルの代わりにマイボトルを使用することが、手軽で誰でもでき、予算もかからない取り組みだと考えられますけれども、マイボトルの普及啓発についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。マイボトルを利用することは、プラスチックゴミを削減し、二酸化炭素排出量を抑えるため、地球温暖化対策に有効であると考えております。町ではマイボトル普及に向けた取り組みとして、誰でも気軽に利用できる飲料用の給水スポットをお知らせし、マイボトルの活用を促進しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ここ数年夏の異常な猛暑で、特に夏は朝ですね、マイボトルに入れた水分では足りなくなるということが起きております。どこかで補給が必要になるのですけれども、それをペットボトル飲料ではなくて給水スポットを使っていただいで、マイボトルに補充していただくということだと思います。給水スポット、ホームページを見させていただきましたが、現在40ヶ所をマップ、写真、給水可能時間などを挙げてくださっております。自転車愛好者の方にも非常に好評だということも聞いております。飲料用の給水スポットとマイボトルの持参を合わせて、ぜひですね暑い時期になる前に更なる広報などで普及啓発をお願いしたいと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

今のは再質問ですか。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。マイボトル持参は熱中症対策にも有効でありますので、広報やホームページに掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。特にですね、通学の高校生だったり、部活のときは中学生も自転車を使いますので、やっぱりお金でペットボトルの飲料が買えないということもありますので、ぜひ広報の方を保護者の方にもよくわかるように、普及をお願ひしたいと思います。

もう一つ再質問になりますけれども、広報等である普及啓発をしていただいております、マイボトル、だいが皆さんにも当然という形になっているかと思っておりますけれども、更なる普及啓発としまして、町のキャラクターを用いて町のマイボトルを作ったりですとか、あとマイボトルコンテストなどを行うことによって、更なる普及啓発が工夫できないでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。町のキャラクターのマイボトルの販売につきましては、マイボトル普及に有効であると考えますので、関係団体等に働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ぜひよろしくお願ひいたします。それではですね、(5)番の質問に移らせていただきます。こちらのパネルを用意しましたのでご覧ください。以前ですね、公共施設などにありました冷水機がコロナの影響などで設置しないところが増えています。給水スポットに加えまして、町内に更なる普及啓発の意味も含めまして、マイボトル給水器を設置することはできないでしょうか。富士川中学校もですね、今度新しく建設されます。マイボトル給水器をですね設置する自治体は、県内では山梨市が置いております。ゼロカーボンの取り組みが進む中で全国的にも今後増加していくと思っております。こちらパネルなんですけれども、こちらの様々なマイボトル給水器の写真になります。一つ目が無料でできるマイボトル給水機なんですけれども、もう一つが自販機型になります。こちらは有料になります。そして最後の下の写真がイベント型のマイボトル給水機となります。公共施設にこういったものを設置

することで、実際に給水するという目的の他にも富士川町がマイボトルの普及啓発をしたりゴミを削減しているというPRの要素も非常に含まれると思いますので、ぜひご検討していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。マイボトル給水器の設置につきましては、設置や設置後の維持管理にコストがかかり、衛生面においても課題があると考えております。こうしたことから、今後、各施設の管理、管理担当者との協議などを重ね、設置について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。先ほども申し上げましたけれども、富士川中学校も新しく建設されますので、ぜひ子どもたちへの普及啓発も含めてお願いしたいと思います。またですね、現段階で難しいようでしたらマイボトル自販機の設置ということも考えられますけれども、再質問になりますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。マイボトル自販機は、ペットボトルや缶を使わずに通常より安く飲み物を購入することができ、お財布にも地球にも優しい自販機として導入されてきております。設置につきましては、今後、施設管理者等と協議などを重ね、研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。もう一つ再質問になりますけれども、イベント会場ですと、特に暑い場合、水分の補給が必ず必要になります。イベント会場でのゴミは非常に大きな課題となっておりますけれども、工夫次第で大幅に減らすことができると考えます。ゴミ削減の視点からもぜひ有効だと思いますので、実験的にでもイベント会場へ給水スポットの設置ができないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。イベント時に実験的に導入することは、設置に関する課題の把握等ができることから、とても有効だと考えておりますが、費用もかかることから、今後、事業者等と協議などを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ぜひ検討の方をお願いいたします。では、(6)に移ります。プラスチックのゴミ削減については、世界の状況がどんどん変わっており、リサイクルからリデュース、ゴミそのものを出さない仕組みへと変わっております。富士川町でもぜひガイドラインの策定や条例の改定など、町独自の施策の推進を考えていただきたいと思いますと思いますが、この件についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。富士川町廃棄物の減量および適正処理等に関する条例、愛称きれいなふるさとづくり条例は、ゴミの減量に向けて町、町民、事業者それぞれの立場での取り組みや責務が規定されております。町ではこれまでもこの条例に基づき、買い物時のマイバッグ持参、イベント開催時のリユース食器利用に努めるなど、ゴミの減量化に向け取り組んでまいりました。近年では、プラスチックゴミの増加も問題となっていることから、本町が加入している、県央ネットやまなしなど近隣市町村とも連携する中で、課題解決に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、再質問になりますけれども、こちらの県央ネットやまなしとの取り組みというのは、環境対策の推進という項目になるかと思っておりますけれども、具体的にはどのようなことをお考えなのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。県央ネットやまなしとは、環境分科会を現在開催しております。今年度におきましては、環境問題SDGsに取り組む団体等とも協力しまして、イオンモールにおいて事業を実施したところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。イオンモールの展示の件かと思っておりますけれども、再質問の2番目になります。先ほどあの課長の方から、愛称きれいなふるさとづくり条例に関することがありました。その後ですねこちらが、こちらの条例が平成29年の条例になります。その後環境に関する研究が日進月歩で進んでおります。特にですね、プラスチック削減の動きはヨーロッパで非常に進んでおりまして、例えばですね、フランスではもう段階的に使い捨てプラスチック製品を廃

止に向けて取り組んでいます。なのでファーストフード店舗でもテイクアウト以外は全て洗って使用するタイプという形に変わってきております。環境のまち富士川といたしまして、ぜひプラスチック削減策やマイクロプラスチックについて、このきれいなふるさと条例の中にも入れてほしいと考えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。マイクロプラスチックについては、近年、生態系への影響が懸念されております。改正にあたっては県央ネットやまなしと連携し、様々な意見を伺う中で協議してまいりたいと考えております。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、もう一つ再質問になります。近隣の市町村との対話ということももちろん大事だと思いますけれども、先ほどの小林和良議員の質問でもありましたが、町長の政策は対話と協働のまちづくりということとして、ぜひ町民の方とのヒアリングをお願いしたいと思います。できましたら、環境問題は関わってくる方が若い方になりますので、ぜひ学生さんも含めまして、町民や若い人も含めてヒアリングでしたり、ギャザリングといったようなものを意見交換として行っていただきたいと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。県央ネットやまなしと連携し、様々な意見を伺う中で協議してまいりたいと考えておりますけれども、学生さんや若い人たち、様々な幅広い方々からの意見を伺えるように考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ぜひお願いしたいと思います。では、大きい2番の方の質問に移らせていただきます。大きい2番の質問になります。いきいきスポーツ公園の人工芝グラウンドについて質問をさせていただきます。こちらパネルをご覧ください。マイクロプラスチックとは直径5ミリ以下のプラスチック粒子のことになります。肉眼では見えないナノレベルの粒子も含まれます。ピリカという環境問題の解決を目的した企業の調査では、国内の海や河川で見られるマイクロプラスチックは、25%が人工芝由来のものでした。いきいきスポーツ公園の人工芝は現在50ミリから70ミリのロングパイル芝というものになります。流出され、流出すると言われているのは、この芝自体とあともう一つ、ちょっとわかりづらいんですけど、青い方にあるゴムチップの充填材になります。流出については、現在、環境省などから人工芝の管理リーフレットというものが出されております。このですね、この現状について町は

現状をどのように把握しているか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えいたします。いきいきスポーツ公園の人工芝の状況につきましては、設置後の経過年数が比較的浅く著しい劣化が見られないこと、定期的なメンテナンスを実施していること、施設の管理人から流出に関する報告を受けていないことなどの点から、微量の流出は考えられますが、特段の問題はないと認識をしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。大きな問題はないということなんですけれども、こちら調査というものはしているのでしょうか。再質問になります。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。現在町で調査は実施はしておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。調査の方してないということなんですけれども、風ですぬ芝生の劣化、また利用者の靴や衣類に付着して、グラウンドの外に出ていくということはもうこれはもう仕方がない、明らかなことだと考えております。またですぬ充填剤なんですけれども、こちらは芝生と違い下にくっついていませんので、補充をされていると思います。この再質問になりますけれども、充填剤の補充なんですけれども、こちらは年間何キロしていて、またあの金額の方もあわせてお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。人工芝の充填剤につきましては、2年に一度補充をしております。こちらにつきましては人工芝の慣らしやほぐしも含めまして、2年に1回で26万円ほどとなっております。また、量につきましては200kg充填をしているものおります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はいでは、もう1点ですぬ、再質問になります。いきいきスポーツ公園のこの充填材とい

うのは、黒ゴムチップのようなんですけれども原料について、これ原料は何になるのか、また廃タイヤをよくリサイクルしたものを使っているんですけれども、これに当たるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。これの原料ですけれども、顆粒ゴムと呼ばれるものでございまして、先ほど宇田川議員おっしゃられたように、タイヤや工場で発生したゴムの再利用となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。そうしますと、2年間で200キロ分が出ていってるといふふうにも考えられます。また2031年からですね、マイクロチップ流出の観点からEUでは充填剤が発売禁止となります。2016年にですね国の調査がありまして、これこの調査結果は直ちに健康被害が出るレベルではないとされたんですけれども、その後も様々な研究結果がでています。この廃タイヤなんですけれども、発がん物質が含まれているということは事実でしてPFASとかそういった有害物質、環境ホルモンなども出ているというふうにされています。また岐阜大学の研究では、脳血管障害などにもそういったものを促進するというデータも示されております。またですね、真夏は人工芝の表面温度が今回、今の異常気象にもよりまして、60度ぐらいにもなるということも言われております。コナツツやですね、コルクなどを自然素材の充填剤に変える自治体も出てきております。天然芝の農薬や管理の問題などから、人工芝になったということを知っておりますけれども、人工芝も同じような危険性をはらんでおりますので、特に子どもたちは身長が低いので芝から近いということも考えますと、充填剤の変更の検討もぜひ視野に入れていただきたいと思っておりますけれども、こちら再質問になりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。では、(2)の質問に移らせていただきます。流出対策といたしまして、フィルター設置などの物理的対策、利用者への協力の呼びかけ、維持管理などの観点から町のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。マイクロプラスチック問題につきましては、海洋汚染を始めとする環境問題として、近年国際的にも重要な課題として認識されており、本町といたしましても適切な対応が必要であると考えております。具体的には、排水溝へのフィルター設置やグラウンド周囲へのネットの設置などが有効な手段の一つであると認識をしております。こうしたことから、他の自治体における先進事例や効果的な広報など、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。流出対策として検討を進めていただけたということでした。とですね維持管理などの観点からちょっと再質問させていただきたいんですけども、人工芝は大体耐用年数が10年と言われております。それ以上使用すると流出が加速すると言われておりますが、富士川町では耐用年数をどれぐらい試算しているのでしょうか。また、そのときのですね芝の張り替え金額、こちらはどれぐらいを試算しているのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。人工芝の耐用年数につきましては、よく10年ほどと言われておりますが、最近のものであれば品質が良くなっておりますので、15年から20年は持つと言われております。こちらとしましては、整備から15年を目途に考えていきたいというふうに検討をしております。以上でございます。

それとですね、現時点、張り替えの際の予算でございますけども、その15年後、今から7、8年後になるんですけども、そのときの状況はわかりませんが、現時点の状況であれば、2億3000万円というふうに試算をしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、答弁詳しくありがとうございます。再質問になりますけれども、その金額にはですね、古い人工芝の処理料金も入っているのかどうかということと、あとですね、廃棄がどのようにされるのかっていうところも、非常にちょっと気になるところですのでぜひちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。先ほどの金額ですけども、処分費込みの金額でございます。また処分の方法ですけども、こちらにつきましては、産業廃棄、廃棄物の処理業者に

判断にの、判断によるところが大きいものと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。先ほどのご回答から、人工芝はもう完全に張り替えという形になりますので、そのときがきましたらぜひ天然芝へ張り替えるということも、ちょっと考えていただきたいと考えます。処理量なんですけれども現在人工芝を使っているグラウンドが日本は非常に多くてですね、人工芝はちょっと焼却処分が非常に難しい、切らなければいけないので非常に難しいということで、置いてあるという状況になるとも言われております。そのためですね、この置き場所がちょっといっぱいになってきますとまた様々な処分のお金もちょっとかかってくるかと思っておりますので、ぜひそちらの方も検討していただければと思います。

もう一つですね、再質問になります。利用者への協力依頼も環境省からリーフレットがあります。服や靴に付着した人工芝を外に出さないということをポスターにして書いてありますが、このようなアナウンスについて検討していただけないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えします。流出の制限ということで利用者への呼びかけということですが、そちらにつきましても今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。科学の進歩は先ほども申し上げましたとおり、日進月歩になっておりますので、ぜひ最新の調査をぜひ検討して考えていただければと思います。

それでは、大きい3番の方の質問。

○議長（堀内春美さん）

宇田川議員、質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は1時10分といたします。

休憩 午後 0時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。では大きい3番から質問をさせていただきます。大きい3番は森林環境譲与税の質問になります。森林環境譲与税は、パリ協定による日本の温室効果ガス排出削減目標の達成

や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年創設された比較的新しい制度になります。2024年度からは、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年間1000円を市町村が徴収しております。市町村には2019年度より私有林面積、林業従事者人数、人口により案分をされています。その使い道は公表されており、富士川町のホームページ上でも見ることができます。使い道も決められておまして、森林整備が主となりまして、他に普及啓発などに使うことができます。

それでは、(1)の質問となります。これから建築改修が予定されている公共施設において、町産材の更なる積極的な活用についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。建築物への木材利用を促進していくことは、林業の活性化はもとより、脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成など、環境保全や町民の暮らしの質の向上に大きく貢献することが期待されます。こうした中、町では、富士川町内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針において、公共建築物への木材利用の促進や町産材の有効活用等に関して方針を定めております。こうしたことから、この方針に基づき、公共建築物における木材利用の促進及び町産材の有効活用に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。富士川中学校も木質化という形で実施していただきました。町民の意見といたしまして、更なる施設への木質化を希望する声があります。木材の利用の促進に関する方針にも更なる促進が記載されています。特にですね、町産材はサプライチェーン、供給できるようになるまでの確率が非常に時間がかかるために、主な財源の一つである森林環境譲与税を最大限に活用して、限られた予算の範囲内でより良い木質化の施設をつくるためにも計画していくことが最も重要であると考えますけれども、今後の具体的な計画についてお願いいたします。再質問になります。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、公共施設等総合管理計画をはじめ、各施設などの長寿命化計画を策定しております。これらの計画に基づき、適正な時期がきましたら、譲与税を活用した木材利用について検討してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。もう一点再質問になるんですけども、令和6年度は富士川中学校建設の基金に積

み立てがありました。こちらが1300万円ほど、令和6年度の環境譲与税の総額が1900万円ほどですので、3分の2ほど基金に積み立てていたということになります。来年度からは富士川中学校の建設が始まりまして基金の積み立てがなくなりますが、森林環境譲与税を用いた町産材の活用基金など、新たな基金の積み立てができないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。森林環境譲与税を用いた町産材の活用基金の積み立てにつきましては、その用途を明確にする必要があり、年度内未執行額が一定額を超えると、国からの調査対象となります。このことから、施設の建築や改修において、木材利用が確定した段階で積み立てを開始することが適正であると考えております。

町としましては、より有効な活用方法の検討を進めるとともに、年度内未執行額について、国から指摘を受けることがないように適切な予算執行をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。増穂小学校も大きい大規模改修しておりますし、先ほどの望月議員の質問にもありましたが、鯉沢小学校も中学校を改修していくということですので、早めにあの計画を作っていたらいいなと思うんですが、今度改修する小学校の木をぜひ使えるようにしていただきたいと思います。

もう一つ再質問になるんですけども、先ほどのご答弁で、基本的に譲与税は使い切っていくということなんですが、今まで積み立てていた金額ですね、こちらは令和8年度にはどのようなことに使っていく予定なのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在積み立てをしております基金につきましては、中学校の建設に伴う木質化というところで活用させていく方針でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。では、さらに使っていくということでもよろしいでしょうか。はい、では（2）の質問に移らせていただきます。譲与税は森林整備に使うことが一番の目的と聞いております。これまで行ってきた森林整備の成果と評価について伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、富士川町森林整備計画に基づき、森林経営管理制度による森林整備を進めております。この制度は、林業経営に適さない森林であっても、環境保全等の観点から整備していく必要があることから、所有者自らが管理できない場合に、町が経営管理権を得て私有林整備事業を実施する制度でございます。この事業の成果としましては、令和元年度から森林環境譲与税を活用し、林地台帳の整備や森林の分析調査等事業を実施する上で必要なデータの整備をはじめ、所有者の意向調査、森林の環境現況調査、経営管理権の取得、整備計画の策定等の過程を経て、令和6年度には間伐事業を実施することができました。こうしたことから、この事業の導入により、森林整備を着実に進めることができたと評価しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。再質問させていただきます。意向調査なんですけれども、令和2年からモデル事業も含めまして毎年300万ぐらいかけて調査を行ってございまして、6年、令和6年度で0.78ヘクタールの間伐を行ったということです。ただですね、調査もちろん必要だと思うんですけれども町民の皆さんが納めている税金なので、もう少し目に見える形で実際の整備が促進できれば良いと考えました。防災面や景観の面でも皆さんにも安心感があると思います。現在は林地台帳を見て調査を進めていると思いますけれども、山や森の形を見て整備が可能な場所から順次、調査、整備を進めることはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。経営管理制度による私有林整備事業を始める際には、公平性が保てるよう施行を行う順序を決めるための調査を実施いたします。この調査では、特に防災面での機能を重視した各区域ごとの点数づけにより、優先順位を、優先度評価をしておりますので、今後も優先度の高い区域から順次、整備事業を実施してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。優先度が高いところからいただいているということでした。もう一つ再質問になるんですけれども、北杜市では、山紫水明補助金という補助金がありまして、森林環境譲与税の半分強を多分5000万ぐらいだと思っておりますけれども、森林整備に使用しております。これは、この助成金は、この補助金は民間が意向調査から整備までを行っております。今までの方法にプラスして実験的にでもこのような取り組みを使い、整備を促進することはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。森林環境譲与税を財源に、民間事業者への補助制度を創設することは、森林整備面積を増やす上で有効であると考えます。しかしながら、森林環境譲与税を様々な事業に活用するためには、町単独の森林整備事業への充当をできるだけ抑えていく必要があるとともに、町全体の私有林整備事業に公平性を保つことも重要でございます。

先ほど答弁したとおり、経営管理制度に基づく私有林整備事業は、優先度の高い区域から順次整備を実施することとしていることから、整合性を保つ必要があり、民間事業者への補助制度に関しては慎重に取り扱いをしたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。経済的な面と、その公平性の面からということでしたけれども、実際にスピード感っていうのも大事になってくるかと思しますので、今後検討の方をお願いしたいと思います。

次にですね、(3)番の質問に移らせていただきます。今後の森林整備における課題と対策についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。森林経営管理制度による森林整備においては、二つの課題があり、その対策について検討を進めております。一つ目は、境界が不明確な森林の取り扱いでございます。森林整備を進める上で、境界を明確にすることが必要となりますので、国の補助制度の活用を視野に入れ、境界明確化事業の実施方法を検討してまいります。二つ目は、林業の担い手不足の問題であります。森林の現況調査において、林業経営に適していると判断した森林は、林業事業体へのあっせんを行っております。それを受ける林業事業体の体制の充実を図ることが重要と考えておりますので、林業の担い手確保対策についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。答弁の方では、かなり境界が不明瞭なところがあるということだと受け取りました。もう一つ、ごめんなさい再質問になりますけれども、二つ目の林業の担い手不足の問題のところなんです、林業経営に適していると判断した森林というふうにありましたが、こちらの森林はどれくらいの面積になるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。令和2年度に意向調査をしまして確定し、経営体

へのあっせんは16.77ヘクタールとなっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。その森林は事業体へのあっせんによって整備が行われたということによろしいでしょうか。はい、もう一つ再質問になります。林業の担い手不足非常に深刻な課題と言われてはいますけれども、この課題に対して具体的にどのように取り組む予定なのでしょうかお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。林業の担い手不足の問題につきましては、森林環境譲与税検討委員会におきまして検討が行われ、11月に検討結果の報告を受けております。この報告においては、林業事業者の労働条件の厳しさに考慮した支援策について意見をいただきましたので、事業化に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。具体的に検討に検討を取り組んでいただくという形で了承いたしました。次に（4）番の質問になります。普及啓発についてなんですけれども、学校教育と生涯学習における森林環境教育の体系的な実施についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、森林環境譲与税活用検討委員会からの検討結果の報告を受けて、令和6年2月に森林環境譲与税活用方針を定めました。この方針においては、森林環境教育に関する事業として、子育て支援に関する事業や町有林を活用した森林環境教育事業を実施検討項目に掲げております。検討委員会の委員には、森林林業分野の専門家その他、教育分野の学識経験者や主任児童委員の代表、公募による委員、また町職員も事業に関係する課長が委員となり、様々な観点から活用方法を検討しております。こうしたことから、今後も検討委員会に諮りながら、森林環境教育に関する事業の実施について検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。再質問になります。実際に中学校の木質化に利用する木材の伐採体験に参加した方や森林環境譲与税検討委員会の方からも、環境教育の重要性について発言がありました。建

築物に木材が使われていることもそれだけで意味があることですが、子どもたちに限らず町民の方が気軽に森林を体験できることが、森林に対する理解の促進に繋がると考えます。森林環境教育をするための補助金制度などの名称で公民連携で森林環境教育を進めることができないでしょうかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。森林環境教育に関する事業の具体的な方法の検討はしていませんが、検討委員会の中でも、子どもたちが幼少時から森林について学べる機会の提供についての意見もありましたので、今後、検討委員会の中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひお願いしたいと思います。では（5）の質問に移らせていただきます。先ほどの森林環境譲与税の活用方針に県農林大学校森林学科との事業連携についてとありました。これについて内容をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。森林環境譲与税活用方針においては、県農林大学校森林学科との連携事業を実施検討項目に掲げております。また、森林環境譲与税活用検討委員会においては、県峡南林務環境事務所の普及指導員や県森林総合研究所の特別研究員に委員を務めていただいております。こうしたことから、今後も県と連携しながら検討委員会の中で、県農林大学校森林学科との連携事業について検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。再質問になります。この連携は大きなメリットが双方にあると考えます。例えば富士川町のフィールドの提供によって学生さんが経験値が向上していく、町民への周知により入学希望者が増加する、富士川町の森林整備が促進される、また地域交流や林業の担い手不足の解消など、町の中に学生さんに来ていただくことで町も非常に活気づくと考えます。ぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、具体的な事業内容についてはどうなっているかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。県農林大学校森林学科との連携事業につきましては、森林学科が町内に所在していることを踏まえ、町民にとって有益な事業を進めていければと考えております。具体的な検討は現在しておりませんが、今後、検討委員会の中で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。山梨県の森林環境譲与税もこちらに使われているんですけども、富士川町ではぜひ、私としてはやっぱり子どもや町民の方々との交流という形で有意義に使っていただければと思います。

これで質問を終わるんですけども最後にですね、富士川町議会で7月にこども議会を実施しました。こども議員として実際にこの議場で発言してくれたお子さんたちが大きくなる時にや、っば富士川町がどれだけ住みやすい町であるかということをももやっぱり考えさせられました。資源は子孫から借りているものという言葉もあります。安全な環境はそれが整っていなければ人が健康に住めなくなる必要条件と言えます。防災もそうですけれども、予防が経済的にも、人が受ける健康面や精神面のダメージ的にも一番被害が少なくてすみすので、ぜひ防災も環境も予防という面でぜひお金を使っていたきたいなと思っております。現在の町の財政が非常に厳しいということは私も承知していますが、未来へよりよい町を受け継ぐために、まちづくりの方向性にも環境の視点をぜひ考えていただければと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告5番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告6番 8番 小林有紀子さんさんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○1番議員（小林有紀子さん）

これより大きく3点にわたり質問いたします。初めに、重層的支援体制整備事業の推進について伺います。令和2年4月に施行された社会福祉法の改正は、主に地域共生社会の実現を目的としており、市町村による重層的支援体制整備事業の創設が大きな柱となっています。重層的支援体制整備事業は、様々な個人や家族の抱える複雑化、複合化する課題に対し、地域全体で多様な課題に気づき、精度な垣根を越えて多職種多機関の協働により、課題解決を図る仕組みとして、国は社会福祉法の改正を行い、令和3年度から市町村の任意事業として施行が始まったものです。この改正を受けて、私はこの年、令和3年6月の一般質問で、地域住民の複合複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築として、重層的支援体制整備事業に取り組むべきではないかと提案し質問をいたしました。現在、令和7年度この事業を実施予定市町村は473市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施42町村と比較して約10倍になりました。また、移行準備事業の実施

は189市町村とのことです。

現在、本町の関係各課で様々なご相談に対応していただいていることは承知しておりますが、本事業が施行されて既に4年以上がたっておりますが、いまだ本町ではこの事業が実施されておられません。そこで、1番目の質問ですが、本事業についての町の取り組みをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、重層的支援体制整備事業を行っておりますが、事業要件の一部は取り組んでおります。具体的には、介護、障害、子ども子育て、生活困窮などの分野において、複雑複合的な課題を抱えた町民に対し、社会福祉協議会や委託団体などと連携した既存の事業やサービス等を利用した包括的な支援を行っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。現在、あの少子高齢化で人口減少が加速する中、地域住民との繋がりも希薄化してきています。その中でやはりDVだったり、虐待、高齢者の孤独や孤立、老老介護、ひきこもりなど、さらには今の物価高騰の中、経済的不安や様々な悩みを抱えながら、苦しんでいらっしゃる方々の課題が本当に深刻化しております。そこでこの2番目の質問ですが、複雑化複合化する相談に対する相談窓口ですね、今も課長の方で包括的にしてくださっているということでお話ありましたけれども、この相談窓口の対応についてどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。複雑複合的な課題を抱えた内容の相談を受けた場合、窓口で対応した職員が相談者が抱えている課題と家庭内の背景などを聞き取り、対応が難しいと判断した場合には改めて連絡することとしております。担当及び担当課を超えての課題は、関係職員が集まり、必要があれば社会福祉協議会などの職員も加わる中で、支援内容について協議し、今後の支援について相談者に連絡して対応しております。また、相談は役場の他、社会福祉協議会や基幹相談支援センター窓口でも受けておりますので、これら関係機関と連携した支援内容を協議できる体制が整っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。本当にこういう町の中でありますので、本当にそういう各課がそれぞれ連携しながら取り組んでくださっているということは、本当にあの承知をしております。本当にあの、

大変皆さま方に、職員の皆さま方がご努力していただいていることはよく承知をしております。本当にこの相談窓口っていうのがこの重層的支援体制整備事業の柱であります。町の地域包括支援センターは、高齢者や介護の関係だけだと思っている方も中にはいらっしゃいますし、さらにまたどこに相談していいのかわからないといった方も、私自身もいろんなところでご相談を受ける中で、そういう方にお会いすることもあります。実際、何かあればすぐに各課で連携して対応していただいているわけですが、窓口で相談できない方誰1人取り残さない支援がどうしたらいいか、そういう住民福祉の向上が何より大切であると思えます。

そこで3番目の質問ですが、今後事業、この重層的支援体制整備事業ですけれども、ここをできている状況の中で、さらに進めていく、事業を進めるためにこの課題、これを今事業を事業として設立するというふうな前に課題ですね、そういう課題はどのように捉えているかっていうことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この事業計画では、支援を必要とする方に対し、地域での支え合い活動や多職種の連携によるチーム支援を行うため、支援内容を協議する支援会議の設置が必要となります。こうしたことから、参加団体とともに、地域でできる支援の仕組みを考え、作り上げていく体制づくりと町全体に広げていく推進体制の構築が課題であると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。再質問ですが、先ほどもおっしゃってたように本当に関係機関、本当に連携した取り組みが、町としてはできている状況になっていると。体制がですね、そして各課の相談もできているとそういう支援に繋げる体制については本町ではできているんだと思います。また、地域の取り組みとしましては、社会福祉協議会で丁寧に進めてくださっている、支えの会では、各地域に支え合う意識を持ってくださっているボランティアさんが集い、居場所づくりのコミュニティの場を各地域につくり、活動してくださっております。地域との支え合いについても体制が既にできていると考えてもいいのではないかと思いますけどもその点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町内でこの居場所作り、そういったボランティア的に活動してくださっている方々、それぞれの地区に存在しております。ただ町全体と考えるとなかなかそういった活動ができてない地域もございます。先ほどの答弁にありましており、この事業を町全体に広げていく、この推進体制のつくっていく、構築することがやは

りここが大きな問題であると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ある程度のところまではできているということで、もうちょっと踏み込んでいけば、町内全域にわたって支援の手が行き届くような状況にまで持っていけないのではないかと思います。また、問題解決のためになるかと思うんですが、4番目の質問ですけれども、地域における、県内では山梨市が先行して実施しているわけですが、山梨市では、市の窓口での対応だけではなく、移動に不便を感じる人が多い山間地などの集落センターや公民館などにこちらから訪問して、アウトリーチで何でも相談窓口として、食事のこと、暮らしのこと、健康のこと、ちょっと気になっていたこと何でもお話くださいとして、ふらっと寄り道相談会を実施しています。オンライン診療車で向かって医師はいりませんが、看護師や保健師がうかがい、血圧を測ったりしながら、体調や食事のことなどのアドバイスや、さらに心配の方にはオンラインで医師に繋げることもしています。社会福祉なども加わって、福祉と健康の専門職員が普段の生活や健康についてのアドバイスをしています。地域に出向き多種多様な住民ニーズの悩みごとに寄り添い、高齢者の方々の健康を維持し、社会的な孤立を防ぐことを事業を行っております。なので、まだそこにそういう支え合いの支援がないところにもこちらから出向いて行って、公民館などに何気なくお茶飲みとかっていうことでお誘い合いながら、そこで聞くお話を繋げていく、そういうことをされている、そういうまた、栄養士さん、管理栄養士さんがキッチンカーで登場して健康になるレシピを紹介したりっていう、人と繋がる地域と繋がる素晴らしい取り組みだと思います。そこで既存、既に実施している事例を検証し、本町に合った支援体制を進めるべきだと私は思いますがその点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

質問の途中ですが、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。複雑複合的な課題に対応した支援内容は、支援対象者の健康状態や世帯構成、生活環境などにより様々な状況を考慮して行う必要があります。これまで、町や関係機関では既存の支援サービスを提供する体制を整えておりますが、さらに支援体制を充実していくには、地域で様々な活動を行っている団体等の協力が必要であると考えております。こうしたことから、重曹支援体制整備事業に取り組んでいる自治体の事例を参考にして、町内全域で取り組む体制づくりの課題解決に向けて検討していきたいと

考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。前向きに取り組んでいただけるということで、ぜひともよろしく願いいたします。県内では山梨市に続き、甲州市、中央市、南アルプス市がそれぞれ取り組みを始められたそうです。この本事業は新たな窓口を設置するのではなく、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、各課だけで対応しきれない事案を横断的に連携をとって課題を解決していく。属性を問わない相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的にして、複合的な課題へ対応する事業です。この事業を実施している市町村では、ワーキンググループを設置して準備を進めたそうです。やはりある程度何年かかかったわけですが、こうやって進めていく、このプロセスが地域住民と支援、関係機関と議論を行うこのプロセスが大変に重要だということです。ぜひいろんな実施している市町村の取り組みを参考にさせていただいて、富士川町独自の実情に応じた事業計画の策定をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは項目2点目のがん対策についてお伺いいたします。1980年以降、がんでの死亡者は男女とも増加し、特に70歳以上の死亡者の増加、近年では85歳以上のがんでの死亡数が最も多くなっています。およそ2人に1人が一生のうちにがん罹患し、男性はおよそ4人に1人、女性はおよそ6人に1人が死亡の原因ががんであるとされています。その中、日本では2021年女性の乳がんの罹患数がダントツ1位で約10万人です。乳がんは35歳以上の死亡率が増加しており、特に50歳以降の増加が目立っています。乳がんは若い人の病気という誤認識が蔓延していますが、閉経後の肥満傾向が一つの要因とのことです。

そこで1番目の質問ですが、まずは乳がん検診についてお伺いいたします。毎年10月に乳がんの撲滅、早期発見、早期治療を啓発推進するピンクリボン月間として、公明党女性局の議員で、毎年、街頭演説で積極的な受診検診への呼びかけ、啓発を行っています。乳がんの発症数は、20年前から右肩上がりに倍増しています。世界では2020年だけで230万人以上の新規発症と68万5000人以上が亡くなっています。これは全てのがん症例の11.7%で1位となっています。2040年までに年間300人以上が罹患し、乳がんによる死亡者が100万人以上との予測がされています。乳がん検診受診率向上に向けての町の取り組みをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、町民の健康の維持、増進のため、各種検診を実施しております。がん検診につきましては、検診の受診希望調査の際に、検診の効果や大切さを周知し、受診の必要性を伝えております。また、健診の日程につきましては、平日だけでなく、土曜日、日曜日にも受診できる体制を作っております。さらに、女性に多い乳がん検診の啓発としては、年度内で41歳になる方を対象に無料クーポン券の配布を行っ

ております。こうしたことから、がんの早期発見、早期治療に結びつける取り組みを実施しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、乳がん含む検診対象者に、女性特有のがん検診無料クーポンですね、これを配布を行っているということですが、この配布をして受診をしなかった方に再度呼びかけるコール、リコール、受診勧奨、再勧奨を推進していると思えますけれども、受診率のアップに繋がっているのか、そこはいかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この無料クーポン券の配布、こちらをもとにしながら、受診をされた方々もいらっしゃると思いますが、この分についてクーポン券でちょっと受診率が向上しているかどうか詳しい分析はできておりませんが、ただクーポン券をまだ送ったけど使っていない方々については、また再度機会があるごとにお知らせするような周知を行っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ大事なことです。ぜひ受診していただけるようにしっかりと取り組みをお願いいたします。2番目の質問ですが、乳がんは早期発見、早期治療を行うことでがんによる死亡を減少させることができます。さらに、セルフチェックで早期発見し、早期治療へと結び付けることができます。乳がん予防には、セルフチェックの普及啓発が大きな役割を持っています。実際に乳がんと診断された女性の約60%以上は、自分でしこりを発見して受診された方がほとんどだそうです。乳がんに関するセルフチェック、自己検診が大事であります。普及啓発の取り組みについて、その私は前に自己検診グローブの配布を訴えて成人式で皆さんに配布をしていただいたことがあります。その後この自己検診グローブの配布はどのようにされているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。乳がんは日本人女性の9人に1人が罹患するといわれており、がんの死亡原因では女性の第4位となっております。乳がんは体の表面に近いところに発生することが多いため、定期的な医療機器を使用しての健診に合わせて、自分で行う自己検診が早期発見、早期治療に有効であると考えられています。こうしたことから、町では女性検診の無料クーポン配布時と、子どもの3歳児健診の際に、触診の感度が高まり、異常を感じやすくなる自己検査補助具のマンモグローブを配布し、自己検診を進めておりま

す。今後も自己検査法の重要性を啓発し、効果的に補助具が活用され、検診の域意識付けに繋がられるよう進めてまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。ぜひ、乳がんはAYA世代というか、15歳から39歳の女性が特に関心を持つことが大事ではないと言われてはいますが、このより多くの若い世代に関心を持っていただけるよう、さらにこのグローブの他にも同様のグッズもありますので、こういうチェックシートなども、乳がんチェックシートなどいろいろな啓発グッズとしてありますから、ぜひとも皆さん方の命を守る上で、こういう啓発をしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番目の質問ですが、子宮頸がん予防ワクチンの個別通知、再開後における対象者の接種状況についてお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまのご質問にお答えいたします。子宮頸がんワクチン接種につきましては令和4年度よりのワクチンの安全性と、接種による有効性が副反応のリスクを上回ることが確認されたことから、積極的勧奨を再開したところであります。こうした中、接種機会を逃した方を含め定期接種の対象者820人にはこれまで個別通知による接種案内を行うなど、予防接種の推進に努めてまいりました。その結果、再開後の接種率は令和7年10月末現在で、19.6%であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。再質問ですけれども、この平成26年6月から積極的勧奨の差し控えとなって、令和2年度に厚生労働省の安全対策調査会等において、個別通知の方針が決定されたわけですが、この対象者や保護者の方から受けるにあたって不安やご相談、ご意見などをこの19.6%の方が受けられたということでもありますけれども、その他にも、もし控える控えてしまったという方もいらっしゃるのかと思いますので、こういうような不安やご相談、ご意見などそういう声などは町の方にありましたでしょうか。お聞きしたいと思っております。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、勧奨通知の他に、窓口相談等の対応も同時に実施してございまして、やはり保護者の方が受ける前にですね、電話また窓口等において相談業務ですね、こういった方の対応をしてまいりました。おおよそ年間10件程度ではございますが、そうした相談等の対応もおこなってまいりました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。対象者やご家族の方などから、ご心配などの声が思いがあって、年間10件ぐらいの方がご相談だったのかなというふうに今お聞きして思いましたけれども、ぜひ子宮頸がんワクチンに関する正しい知識や情報を知っていただいて、接種について判断していただくことが大事ですので、更なる周知をよろしく願いいたします。

それでは4番目の質問ですが、小中学校の学校現場におけるがん教育について、平成28年12月に改正されたがん対策におけるがん対策基本法において、がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずる旨の文言が新たに記載されたことを受け、第3期がん対策推進基本計画で、国は全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めることが示されています。これを受け、一般質問で私からも外部講師の活用を訴えさせていただいたことがありましたが、その後、小中学校の学校現場におけるがん教育の取り組み状況にはどのようなになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校現場におけるがん教育の取り組みにつきましては、小中学校の学習指導要領に盛り込まれ、小学校では令和2年度から中学校では令和3年度から実施しております。学校では体育館における保健学習において、児童生徒の健康意識の向上と正しい知識の普及を目的とし、がんに関する教育を積極的に推進しております。こうした中、増穂中学校では、令和5年度に山梨県教育委員会からがん教育推進校に指定され、がん体験者3名を外部講師として招き、実体験をもとにしたお話を聞く中で、有意義な意見交換を実施したところでございます。このような取り組みにより、児童生徒が自己の健康管理に関心を持ち、将来的に健康的な生活習慣が身につくように引き続きより効果的ながん教育に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですけれども、本当に昨年度県のモデル事業として、増穂中学校で開催されたことは、大変貴重な体験を皆さん方されて本当に良かったと思います。子どもたちの声の感想などいかがだったでしょうか。今回のこのモデル事業での体験を通して、今後進めていきたいというお話をしてくださいましたけれども、やはりやっぱり継続してやっていただける方向で、今回は県のモデルということで行いましたけれども、ぜひもう毎年継続してできる体制っていうのも、ぜひ構築していただけたらと思いますけれどもその点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。受けた生徒の感想というようなお話がございましたが、県が行いました外部講師等連携支援事業、そちらで増穂中学校が授業を行ったわけですが、その中で生徒のアンケートの感想の中では一部でありますけれども、人には人の人生があって、その一つ一つが大切なものだと思う。その人生が、がんやその他の病気で危機になってしまったとき、自分1人で抱え込まないこと、そして絶対に死なないという強い意志が大切だと知って健康も大事だが、自分の強い意志で人生が変わっていくことに生命の尊さを感じた。そのようなアンケートの回答が寄せられております。町の取り組みといたしましては、山梨県が行いました教育等外部講師連携事業として県教育委員会と連携して行ったものでありますから毎年行うということは、がんの体験者を通じて学習するっていうところは非常に厳しい状況だとあります。しかしながらがん教育につきましては、小学校5年生、6年生の保健教科書に、また中学校では、保健体育の教科書にがんについての学習内容が掲載されておまして、毎年、それぞれ授業の中でがん教育を熱心に丁寧に行っているところがございます。そういったところから地道に、毎年生徒に行っていくところからがん教育を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。大変子どもさんの本当に深い思いというか、このがん教育の深さを感じました。本当にとっても大事な授業だったなというふうに思いますので、また課長のおっしゃるように、本当にそういう思いで取り組んでいただけたらというその思いもまた伝わってきましたので、しっかり取り組みも進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。本当にがんの専門医やがんのサバイバーと言われるがん経験者の方などから、学校でのこの出前講座を行うということは、もうがんに対する正しい知識を学んで、命の大切さについて理解を深めて、本当にそこがまた子どもさんから親、親御さんに対しての検診を促すことにも繋がりますし、がん検診率の向上にも繋がっていくと考えます。本当に子どもの頃からのがん教育を通じて、生涯にわたってがん予防に取り組むということががん検診の啓発や障害、生活習慣病にも気をつけていくことになりまして、人生100年時代に生きる子どもたちが本当にそういう思いで生きていただけたらということは、何よりすごい素晴らしいことだと思いますので、取り組みをよろしくお願いいたします。

それでは最後の3項目、3点目の防災対策の推進についてお伺いをいたします。1番目の質問ですが、本年3月、第三次富士川町総合計画が策定されました。第2次総合戦略の検証を踏まえ、重点的戦略として、デジタル田園都市構想総合戦略が令和7年度からの5ヶ年計画で打ち出されました。その中、基本目標別施策で掲げる富士川町防災リーダー養成事業の内容が基本目標で掲げる事業内容は、防災リーダー養成講座を開講し、実践的な知識と技術を持つ防災リーダーを養成するとして、現状の養成講座修了者数が令和5年が17人、そして令和11年の目標が105人、令和16年が180人と目標となっています。どのような取り組みを行い、目標を達成するお考えなのか取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。デジタル田園都市構想総合戦略に掲げる防災リーダー養成事業につきましては、地域防災力の向上と自主防災組織の強化を目的とした重要な施策であります。町では、地域防災リーダー養成講座を継続実施し、これまで34名の修了者を輩出したところであります。本年度は、甲府地方気象台、東京電力パワーグリッド株式会社、峡南消防本部などの外部講師を招き、専門的で実践的な講習を行っているところであります。

今後、令和11年度までの目標指標105人の達成に向け、受講内容や周知方法を検討し、受講者の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

これまで4回開催していただきましたが、毎回このAEDの講習の関係で15、6名程度の方が参加されていると思いますけれども、町民の方々にこの養成講座をきっかけとして、防災に対する知識と技術を磨いていただく、いざというときにこの地域の防災リーダーとして活動していただける人材の育成を図られればと思い事業を開催していただきましたけれども、この地域防災リーダーを養成するんだというこの目的が、今はもう重要な政策だということでおっしゃっていただきましたけれども、もっとこの地域防災リーダーを養成するんだという目的がしっかりと町民の皆さまに浸透されていないように感じます。この地域防災リーダー養成講座に参加したいと思う方を増やしていくためには、常に町として防災を意識してもらい取り組みを積極的に展開していく工夫が必要ではないでしょうか。以前一般質問で、防災運動会とか、防災アドバイザーの講演会などを訴えましたけれども、身近に防災について考える機会を多く作っていく工夫が必要ではないかと思います。毎日の生活の中でできるフェーズフリーの取り組みや、事前に避難する行動を決めておくマイタイムラインの作成などを町民の皆さんと一緒に取り組む機会を企画していただく、そういう身近に町民の皆さんと取り組むという、もっとそういう機会を多く取り組んでいただけないかと思いますけれども、この今の養成、防災養成リーダー養成講座に目標だけが何かあって、そこに今の状況から考えると、とてもそこに目標達成するっていうことが私には本当に心配な部分があります。ぜひこの重要政策と考えるのであれば、ぜひこの工夫をそれに、リーダー講師養成講座に参加したいと思えるような、そういう工夫をぜひしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問でしょうか。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、すいません、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。先ほど議員が答えられたように、いろんな方面からこの重要性を周知し、また、あらゆる活動を検討する中で、防災リーダーの重要性を理解していただき、人数を増やしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひよろしく願いいたします。町民の命と暮らしを守るため、防災をど真ん中にした取り組みをよろしく願いいたします。

2番目の質問ですが、さらに基本目標別施策に掲げる災害備蓄品整備事業は、富士川町災害時備蓄計画に基づくものですがその取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。災害備蓄品整備事業につきましては、町の災害時備蓄計画に基づき、発災後の町民生活を支えるため、計画的に進めているところであります。町では、被災地域における流通機能の停止や外部からの救援物資が届きにくい状況を想定し、自らの身の安全は自らが守るという防災の基本に基づき、各家庭において3日分の備蓄をしていただくことを呼びかけております。また、町ではアルファ米2万6300食分をと飲料水2万6040リットル分を備蓄しており、災害時備蓄計画の目標数値である。食料3万6000食、水3万6000リットルの達成に向けて、予算の範囲内で継続的に更新してまいりました。今後も各家庭における3日分の備蓄の重要性を周知するとともに、町の備蓄品においても充実を図り、災害時における町民の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。平成30年2月策定の富士川町災害時備蓄計画では、このそのときの人口最大避難者1万6000人を基本として書かれておりましたけれども、食料及び飲料水、この今おっしゃったように3日間の備蓄として学校や公民館など公共施設の各指定避難所に全て配備するものと書かれております。この1万6000人の3食が3日間で14万4000食、水が3リットルの3日間で14万4000リットルということで、さらに町民による持ち出しとしてその半分を想定しているというふうに書かれております。この今おっしゃった町の備蓄食料が3万6000食に対して、今2万6300食ということでありましたけれども、町の備蓄はこの計画より先、前倒しで進んでいるということだと思いますけれども、町民の自らの持ち出しの目標が7万2000食で水も7万2000リットルという目標になっております。町民の備蓄について、計画に沿ってもっと真剣にこの部分も備蓄を訴えなければいけないのではないのでしょうか。非常用持ち出し袋でさえ準備をしていただきたい方が大勢いらっしゃいます。町で自治会とかで用意してくれていると思込んでいる方もいらっしゃいます。町民

に対する取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。個人で備蓄していただく食料につきましては、町の備蓄食料とあわせ重要な3日分の食料、水となりますので、重要性をさらに啓発、周知していくとともに、講習会など地域で行うものにも参加して、3日分の備蓄を個人でも用意していただけるよう重要性について呼びかけていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、ぜひとも積極的な推進をよろしくお願いいたします。それでは3番目の質問ですが、富士川町地域防災計画に自主防災組織の編成および活動として、地域防災リーダーを中心に、平常時から準備訓練に努めている。なお、自主防災組織を編成する際には、女性も参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定することがないよう配慮するなど、リーダーに複数の女性が含まれるよう、女性リーダーの育成を図ることとすると明記されていますが、その取り組みをお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。町の地域防災計画に掲げる自主防災組織の編成および活動において、女性の参画は、多様な視点で対応が可能となることから、重要であると考えております。こうした中、地域防災リーダー養成講座を受講していただいた女性13名については、リーダーとして活躍が見込まれるところであります。こうしたことから、女性リーダーを増やすため、地域防災リーダー養成講座を活用し、多くの女性に参加していただけるよう内容を工夫するとともに、必要について周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

この自主防災組織における女性リーダーの育成は、もう災害時の多様なニーズに対応するため、地域防災力向上するために本当に不可欠です。女性防災リーダーの育成をぜひ実施していただきたいと思います。女性が防災の主体的な担い手として活躍できる体制づくりが必要です。女性がこの担い手であることや女性の視点の重要性について、男性の意識を改革することがさらに必要です。ぜひとも積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

それでは4番目の質問ですが、地域防災計画の策定の進捗状況をお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。地区防災計画の策定につきましては、各地域の実情に応じた災害対応を実現するため、重要な取り組みであると考えております。現在までに最勝寺区、天神中條区、長澤区、大柵区、青柳町区、鰐沢中区、中部区、五開区の8地区が、それぞれの地区の実情に応じた地区防災計画を策定したところであります。こうした中、これらの地区では、防災資機材の動作確認や備蓄飲食料の定期的な入れ替え、防災訓練の実施、災害時要援護者の把握、避難経路の確認など、地区防災計画に基づいた各種防災活動に活用していただいているところであります。さらに、これらの地区における防災訓練では、地区防災計画をもとに訓練が実施されるなど、実践かつ的な防災活動が展開しているところであります。なお、未策定地区に対し、地区防災計画の策定を主体していただけるよう、町としても積極的に呼びかける他、策定支援を行っていきたくと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、この地区防災計画は地区の居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画です。地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画です。ここの再質問ですけれども、計画の内容等は、地区の特性に応じて自由に決めることができるわけですが、今8区が計画を策定されたということですのでけれども、単に計画を策定するだけではなく、計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要です。この計画に基づいて防災訓練等を行っているというお話も今されておりましたけれども、そのところが本当にこの計画が本当に生かされているのか、そこを計画して終わりではなく、各地区が実践することに対する指導、啓発が必要だと私は思いますので、その点についてもう一步踏み込んだアドバイス等、担当課でしていただくってことはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。近年の災害については、多様で想定外のことが起こる可能性が多々あります。こうしたことを踏まえ、地区の防災計画についても、定期的に見直しをして、今の計画に合わせていく、そういったことが重要だと考えておりますので、町としても、区長を通じて見直しについても、積極的に行うように周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

東日本大震災では、この市町村の行政機能が麻痺してしまい、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が、避難所運営等において重要な役割を果たしました。東日本大震災での経験を踏まえ、今後発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、自助、共助の役割の重要性が本当に高まっております。地区防災計画を活用して、

いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。命を守ることを確実に行うための行動や活動を、行政と町民の皆さまと一緒に取り組んでまいりたいと私自身も決意しておりますので、積極的に取り組みをよろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告 6 番 8 番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ここですぞ議会を代表いたしまして、議長から皆さまに謝罪をさせていただきます。この神聖なる議場におきまして、議会中に居眠りをしていた議員がおりました。厳しく注意をいたしましたが大変申し訳ございませんでした。議会を代表いたしまして議長として謝罪をさせていただきます。今後こういうことのないように気をつけさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

それでは、以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

令和 7 年

富士川町議会 1 2 月定例会

1 2 月 9 日

令和7年第4回富士川町議会定例会（3日目）

令和7年12月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第68号 富士川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第69号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第70号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第71号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第72号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第73号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第74号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第75号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第76号 令和7年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第77号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第78号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第79号 峡南広域行政組合格約の変更について
- 日程第14 議案第80号 中巨摩地区広域事務組合の構成団体の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 宇田川 朱 恵 | 2番 | 神 田 雅 也 |
| 3番 | 依 田 誠 司 | 4番 | 深 澤 一 幸 |
| 5番 | 小 林 和 良 | 6番 | 秋 山 仁 |
| 7番 | 望 月 眞 | 8番 | 小 林 有紀子 |
| 10番 | 青 柳 光 仁 | 11番 | 鮫 田 洋 平 |
| 12番 | 井 上 光 三 | 13番 | 堀 内 春 美 |

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	深 澤 千 秋
政 策 参 事	山 形 謙 一 郎	政 策 秘 書 課 長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	長 田 博 幸
税 務 課 長	大 久 保 公 生	防 災 交 通 課 長	西 川 修 司
町 民 生 活 課 長	芦 澤 晶 子	福 祉 保 健 課 長	中 込 浩 司
子 育 て 支 援 課 長	小 林 喜 文	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	井 上 勝 彦	都 市 整 備 課 長	杉 田 進
上 下 水 道 課 長	依 田 文 哉	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議 会 事 務 局 長	依 田 正 紀
書 記	井 上 鮎 奈

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。
起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年第4回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第 1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、質疑の日程になっております。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりといたします。

また、議案第68号の条例制定案件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第 2 議案第68号 富士川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題とします。

なお、本案は、所管の常任委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

これから、議案第68号について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、承認第68号について、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 3 議案第69号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第70号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第71号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条

例等の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第69号から第71号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第69号から第71号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 6 議案第72号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第5号）

日程第 7 議案第73号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第74号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第75号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第76号 令和7年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第77号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第78号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第1号）

以上の7議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第72号から第78号までについて、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

議案第72号、令和7年度富士川町一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。タブレットが62ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、3目障がい者福祉費の障害児入所給付事業ですけれども、こちらの増加の理由についてお尋ねいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらは障害児の入所の給付事業になりまして、当初予定しておりました障害者のサービス件数、こちらの方が昨年度と比べて多くなっております。全体としては10%程度の利用、使用件数がございましたので今回その必要額を補正予算で計上させていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。こちら数年間増えていると思うんですけれども、増加していると思うんですけれども、こちら障害児のお子さんの人数が増えているのか、それともあの人数は増えていないけれども、利用時間の方が増えているのかどちらになりますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。全体として件数が増えてることになってございます。こちらの件数延べで受けておりますので、障害児の人数が増えているかというところまではちょっと分析できておりませんが、全体としては利用されている件数が多くなっていることとなります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、わかりました。続きましてですね、タブレット72ページになります。タブレット72ページ、8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、町内河川伐木工事費、こちらの内容についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦司君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。こちらにつきましては、小林地内の長沢川沿いで、町が管理している遊歩道でのクヌギ等の伐採、またケヤキ等の剪定工事となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。工事という、伐木というのはこれ何本ぐらいを切られたんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦司君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。伐採につきましてはクヌギ10本、剪定につきましてはケヤキ14本を予定しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。こちらあれですかね、町民からちょっと安全面等で依頼があったということでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦司君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

だいまの質疑にお答えします。こちらにつきましては、地域の方から要望がありましたので、今回補正予算として計上させていただいたところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。続きましてタブレット74ページになります。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費ですね、防災行政無線Jアラート受信機更新工事についてになります。この内容なんですけれども、こちら多分、国からの通達で行うものかと思いますが、新しくするものは以前のものに比べてどのような機能が更新されるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。本事業は、気象台において、令和8年度中に注意報警報の情報発信を地域単位で細分化することから、これに対応した新型受信機に更新することとしております。この費用について、12月補正で計上したものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。すみません、ちょっともう少し具体的にお願いたいんですけれども、以前のは地域単位ではなかったという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。現状のものでは、ある一定の単位までにしか対応できることになっておりませんので、この新型受信機を交換することで、細かい対応ができることとなります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ありがとうございます。以上で終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

それでは、まずタブレットの56ページ、事項別明細になりますけれども、56ページですね、すみません。申し訳ありません、56ページの寄付金、一番上ですね。18款寄附金、指定寄附金、補正額155万円。こちらのふるさと納税寄附となっておりますけれども内容、何に指定したのかという内容をちょっと聞かせてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、ガバメントクラウドファンディングでクリーンファイターズ山梨との連携をしている部分の、スポーツ振興についてのガバメントクラウドファンディングで、目標設定155万と設定をさせていただいたので計上

をさせていただいたところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

はい。ありがとうございました。それではあの続けてタブレットで68ページになります。農林水産業費ですね。10目中山間地域総合整備事業費、補正がマイナスの600万円となっておりますけれども、中山間地域総合整備事業分担金ということで予定していたものを600万円返したという。この減額理由を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦司君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。こちら県営土地改良事業の分担金であります。県土地改良事業の県内の他の地区に優先的に事業を実施しているところがありまして、そちらの方に流用したため、今回、富士川町の事業を減額としたところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

はい。わかりました。それからもう一つ、ちょっと飛びまして、タブレットの123ページになりますけれども、歳入になりますね。ちょっとまってくださいね。すいません。123ページ介護保険特会の歳入、推進交付金465万4000円ですね。この推進交付金というのは、何か初めて聞くような気がするんですけども、123ページです、タブレットの。歳入で国庫支出金、その3款国庫支出金の合計額165万4000円になりますけれども、これが保険者機能強化推進交付金148万2000円と介護保険保険者努力支援交付金317万2000円これをあの補正で盛っていただいておりますけれども、どんなケースで交付されるのかということをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。介護保険特別会計の中ではございますが、こちらの国の国庫補助金内容につきましては、市町村や都道府県が高齢者の自立支援、また重度化の防止等に係る取り組みを推進するため、年度が始まった、年度の真ん中ぐらいになるんですけど、8月から9月にかけて各自治体が申請をする中でその取り組みに対して、評価をしたものに対する交付金が今回決定になりますので、ここで計上させていただきました。これは当初予算のときには存目として盛ってございまして、その後事業進む中で、この交付金、補助金の中での交付金補正予算の計上になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今のお答えでわかりましたけど、当初1円といいますか、1000円で盛ってあったもの

が申請が通ったということで、交付になったということですね。はい、以上です。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

重複する質疑は避けて、一点だけ質疑をお願いします。議案第72号、令和7年度富士川町一般会計補正予算に関わって質問します。歳入についてお伺いします。議案書54ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金事業及び交付道路整備交付金事業として、1685万4000円が減額されています。この要因について伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦司君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。昨年度、国に要望した補助金に対しまして、今年度、国から交付決定された補助金が減額となっておりましたので減額としております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。そうすると、そうするとですね、議案書の歳出に関わる部分で議案書の71ページ、そこのですね、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路改良舗装費の歳出の減額がこれに当たってくると思うんですが、そうすると予定しているこの改良工事等の事業の継続、あるいは今後の見通しがどうなのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦司君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑をお答えします。予定されました青柳32号線につきましては、来年度また新たな交付金の地方創生交付金事業として予算の確保する中で、来年度の国道52号から農道まで供用開始できる事業を確保するなかで進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

継続して実施する方向で来年度に入れ込んでいくというふうに理解してよろしいですね。はい、以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案の72号ですね。ページ数51ページですけど、継続費の補正ということで、金額2

6億3300ということですけど。総額は補正前の補正後変わらないですけども、8年9年に渡って金額の差があるわけですけども、この辺の内容をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。主な理由といたしましては、8年度及び9年度の工事の出来高見込みの変更によるものでございます。当初全ての工事が9年度60%、10年度20%当初見込んでいたところ、補正後ですけども、機械工事等電気工事においては、9年度中におおむね工事が終了するために、8年度のコストを増やし、9年度のコストを減らしたというような、そんな状況になっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それからページ、議案76号ですね、ページ147ページですけども、資本的収入及び支出というところで消火栓の設置ということですけども、天神中條と小林区ということで説明を受けてるわけですけども、この金額の割合ですね、そして金額の割合をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。2ヶ所道路に設置するものですから、ほぼ同じ金額になりまして、この金額を2で割った数字がほぼ一カ所の単価になります。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、場所的には詳しくはどこになるわけですかね。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。一つ目は小林地区の稲荷神社の敷地内にあります、防火水槽がリニア工事の側道の支障に及ぼすため、地区で管理していただきましたので代替場所を模索してたところ、地下式の防火水槽ではなく消火栓にしてくれと地区からの要望がありましたので、稲荷神社から北西約100mの道路に一つ設置いたします。もう一つは天神中條区にございまして、広域農道から東に入った側道、道路に一つ設置するものであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

はい。終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第72号から第78号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第13 議案第79号 峡南広域行政組合規約の変更について

日程第14 議案第80号 中巨摩地区広域事務組合の構成団体の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

以上の2議案は、組合事務変更案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第79号及び第80号について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第79号及び第80号について、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午前10時30分

令和 7 年

富士川町議会 1 2 月定例会

1 2 月 1 2 日

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 請願第 3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める請願書について
- 日程第 3 議案第 68号 富士川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 69号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 70号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 71号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 72号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第 73号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 74号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第 75号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 76号 令和7年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 77号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 78号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 79号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 日程第 15 議案第 80号 中巨摩地区広域事務組合の構成団体の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 16 議案第 81号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 17 意見書案第3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める意見書提出について
- 日程第 18 中巨摩地区広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 19 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 20 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
10番	青 柳 光 仁	11番	鮫 田 洋 平
12番	井 上 光 三	13番	堀 内 春 美

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	深 澤 千 秋
政 策 参 事	山 形 謙 一 郎	政 策 秘 書 課 長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	長 田 博 幸
税 務 課 長	大 久 保 公 生	防 災 交 通 課 長	西 川 修 司
町 民 生 活 課 長	芦 澤 晶 子	福 祉 保 健 課 長	中 込 浩 司
子 育 て 支 援 課 長	小 林 喜 文	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	井 上 勝 彦	都 市 整 備 課 長	杉 田 進
上 下 水 道 課 長	依 田 文 哉	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依 田 正 紀
書 記	井 上 鮎 奈

開会 午前 10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。
起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年第4回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員各位には、大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、本会議及び委員会において、慎重にご審議をいただきました第4回定例会も、本日が最終日となります。引き続き、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、本日追加案件として、人事案件1件、意見書案件1件、広域事務組合議会議員の選挙1件、閉会中の継続調査申出書3件が、提案されています。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 請願第3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める
請願書について

を議題とします。

去る、12月9日の本会議において、ひとづくり常任委員会に付託しました請願第3号について、委員長の報告を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、ひとづくり常任委員長の報告が終わりました。

宇田川委員長、その場で、しばらくお待ちください。

これから、請願第3号の請願審査報告について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、請願第3号の請願審査報告について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、請願第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、請願第3号について討論を終わります。

これから、日程第2 請願第3号について採択します。

お諮りします。

請願第3号に対する請願審査報告は、採択とするものです。

請願審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は請願審査報告のとおりとすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 3 議案第68号 富士川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題とします。

去る、12月9日の本会議において、ひとつくり常任委員会に付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、ひとつくり常任委員長の報告が終わりました。

宇田川委員長、その場で、しばらくお待ちください。

これから、議案第68号の委員会審査報告について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第68号について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第68号について討論を終わります。

これから、日程第3 議案第68号について採択します。

お諮りします。

議案第68号に対する委員会審査報告は、可決とするものです。

委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会審査報告のとおり可決とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 4 議案第69号 富士川町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第70号 富士川町長等の給与及び旅費条例及び富士川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第71号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第69号から第71号までについて、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって議案第69号から議案第71号について討論を終わります。

これから日程第4 議案第69号から日程第6 議案第71号について一括して採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号から第71号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 7 議案第72号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第5号）

日程第 8 議案第73号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第74号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第75号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第76号 令和7年度富士川町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第77号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第78号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第1号）

以上の7議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案72号から第78号までについて一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案72号から第78号までについて討論を終わります。

これから、日程第7 議案第72号から日程第13 議案第78号について、一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なし、と認めます。

したがって、議案第72号から第78号までについて原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第14 議案第79号 峡南広域行政組合格約の変更について

日程第15 議案第80号 中巨摩地区広域事務組合の構成団体の増加、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

以上の2議案は、組合事務変更案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第79号及び第80号について一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと、認めます。

以上をもって、議案第79号及び第80号について、討論を終わります。

これから、日程第14 議案第79号及び日程第15 議案第80号について、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、議案第79号及び第80号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第16 議案第81号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、議案第81号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第16 議案第81号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第17 意見書案第3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を
求める意見書提出について

を議題とします。

意見書案第3号の提出者に趣旨説明を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

————— 意見書案朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、宇田川委員長から意見書案第3号について趣旨説明が終わりました。

宇田川委員長その場でしばらくお待ちください。

これから意見書案第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、意見書案第3号について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第17 意見書案第3号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって、意見書案第3号について討論を終わります。

これから、日程第17 意見書案第3号について採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第18 中巨摩地区広域事務組合議会議員の選挙について
を議題とします。

齊藤欽也議員が辞職されたことに伴い、中巨摩地区広域事務組合議会議員が欠員となったことから、新たに選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名推薦することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、議長が指名推薦することに決定しました。

中巨摩地区広域事務組合議会議員に、望月眞君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、望月眞君を中巨摩地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、中巨摩地区広域事務組合議会議員に、望月眞君が当選されました。

ただいま当選された望月眞君が、議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長 (堀内春美さん)

日程第19 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第20 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の 3 議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本案は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長 (堀内春美さん)

以上をもちまして、本定例会の議事日程は、すべて終了しました。

条例制定案件、条例改正案件、補正予算案件などの重要案件を熱心にご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明等にご協力いただきありがとうございました。

今年も残すところ 2 週間余りとなりました。何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意され、希望に輝く新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、令和 7 年第 4 回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前 1 0 時 2 2 分